

劍淵町公共施設等総合管理計画

改 定 版

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 4 月改定

劍 淵 町

目 次

1章	はじめに	1
1	計画の背景と目的.....	1
2	計画の位置づけ.....	1
3	計画の対象施設.....	2
4	計画期間.....	2
2章	剣淵町の現状	3
1	剣淵町の概要.....	3
2	人口の推移と今後の見通し.....	4
3	財政の状況.....	6
3章	公共施設等の現状と今後の見通し	8
1	建築系公共施設の現状と今後の見通し.....	8
2	土木系公共施設の現状と今後の見通し.....	19
3	公共施設等全体のまとめ.....	31
4章	現状や課題に関する基本認識	33
5章	公共施設等マネジメントの理念と目的	34
1	計画の管理方針.....	34
2	計画の推進体制.....	34
3	公共施設等のコスト、数量に関する数値目標.....	35
6章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	36
1	人口減少を見据えた整備更新.....	36
2	住民ニーズへの適切な対応.....	37
3	民間活力の積極的な導入.....	37
7章	公共施設等の管理に関する実施方針	39
1	点検・診断等の実施方針.....	39
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	40
3	安全確保の実施方針.....	41
4	耐震化の実施方針.....	42
5	長寿命化の実施方針.....	43
6	ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	44
7	脱炭素化の推進方針.....	44
8	統合や廃止の推進方針.....	45
8章	施設分類毎の管理に関する基本的な方針	46
1	建築系公共施設の管理に関する基本的な方針.....	46
2	土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針.....	51

9章 長寿命化対策を反映した今後の見込み.....	54
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方.....	54
2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針.....	54
3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果.....	55
10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策.....	57
1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	57
2 P D C Aサイクルの推進方針.....	59
資料.....	60
建築系公共施設一覧（118 施設 525 棟）.....	60

1章 はじめに

1 計画の背景と目的

剣淵町では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に組み込んできました。

しかしながら、これらが時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

そこで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした、「剣淵町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という）」を平成29年3月に策定しています。

その後、本計画の基本方針等に基づき、学校施設長寿命化計画や公営住宅等長寿命化計画等の個別施設計画が策定・見直しされ、各施設の状態等を踏まえた具体的な対策の内容と時期等の方針が示されました。

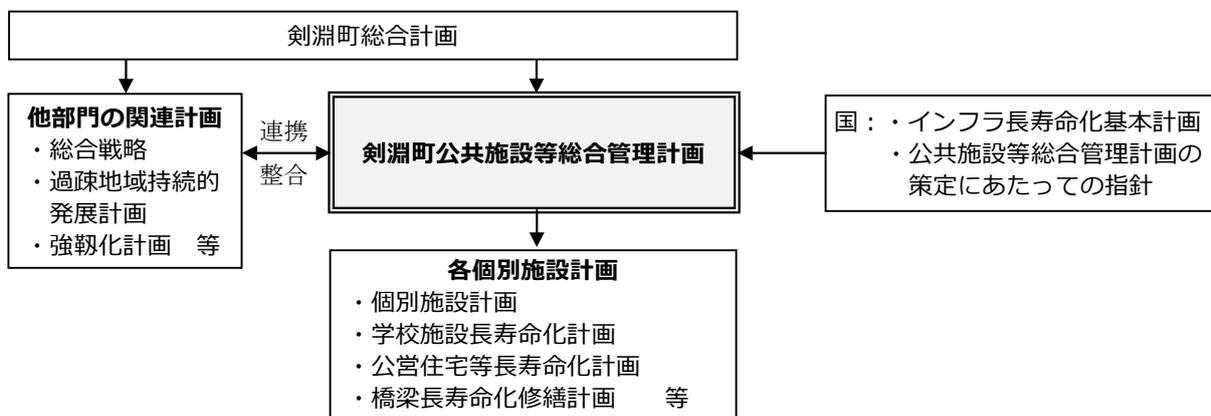
また、総務省では「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成30年2月27日に改訂しています。

本計画は、計画策定から5年が経過することから、これまでの公共施設等の取組等について検証するとともに、改訂された指針を踏まえ、見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「剣淵町総合計画」を上位計画として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理等における基本方針を示すものであり、「過疎地域持続的発展計画」などの関連計画と整合を図ります。施設別の具体的な取組み等については、各個別施設計画によって定めます。

図 計画の位置づけ



2章 剣淵町の現状

1 剣淵町の概要

(1) 土地利用

剣淵町は北海道北部の名寄盆地の南部に位置し、旭川市から北へ向かって約45kmの距離にある、田園風景が広がる町です。東西10.8km、南北12.6km、総面積は130.99km²となっており、土地利用は、町域の28.8%が山林、農地が田畑を合わせて51.8%であり、宅地は1.8%です。

天塩川水系の支流である剣淵川に沿って広がっており、南は和寒町、北は士別市と隣接しています。

図 剣淵町位置図



表 地目別面積

(単位：km²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	35.23	32.56	2.36	0.42	37.78	0.21	6.75	1.78	13.89	130.99
	26.9%	24.9%	1.8%	0.3%	28.8%	0.2%	5.2%	1.4%	10.6%	100.0%

資料：令和3年北海道統計書

(2) 地形・気候

地形は、東西を山地に挟まれ、中央部に低地が広がっています。地質は、粘土層や泥炭層などが堆積し、北西部には「剣淵粘土」と称している耐火粘土が広く分布しています。

気候は、内陸性気候に属し、夏と冬の気温差が50℃以上あります。夏季は高温多照で30℃以上の猛暑となることもあります。朝夕は涼しいため、1日の寒暖の差が大きくなっています。冬季は雪が多く寒さも厳しく、最低気温が-25℃を下回る日もありますが、近年は温暖化の影響により、夏と冬の気温差が縮まる傾向にあります。

晩夏から秋季にかけては曇りの日が多く、雨量は春季に少なく、秋季に多いのが特徴です。

2 人口の推移と今後の見通し

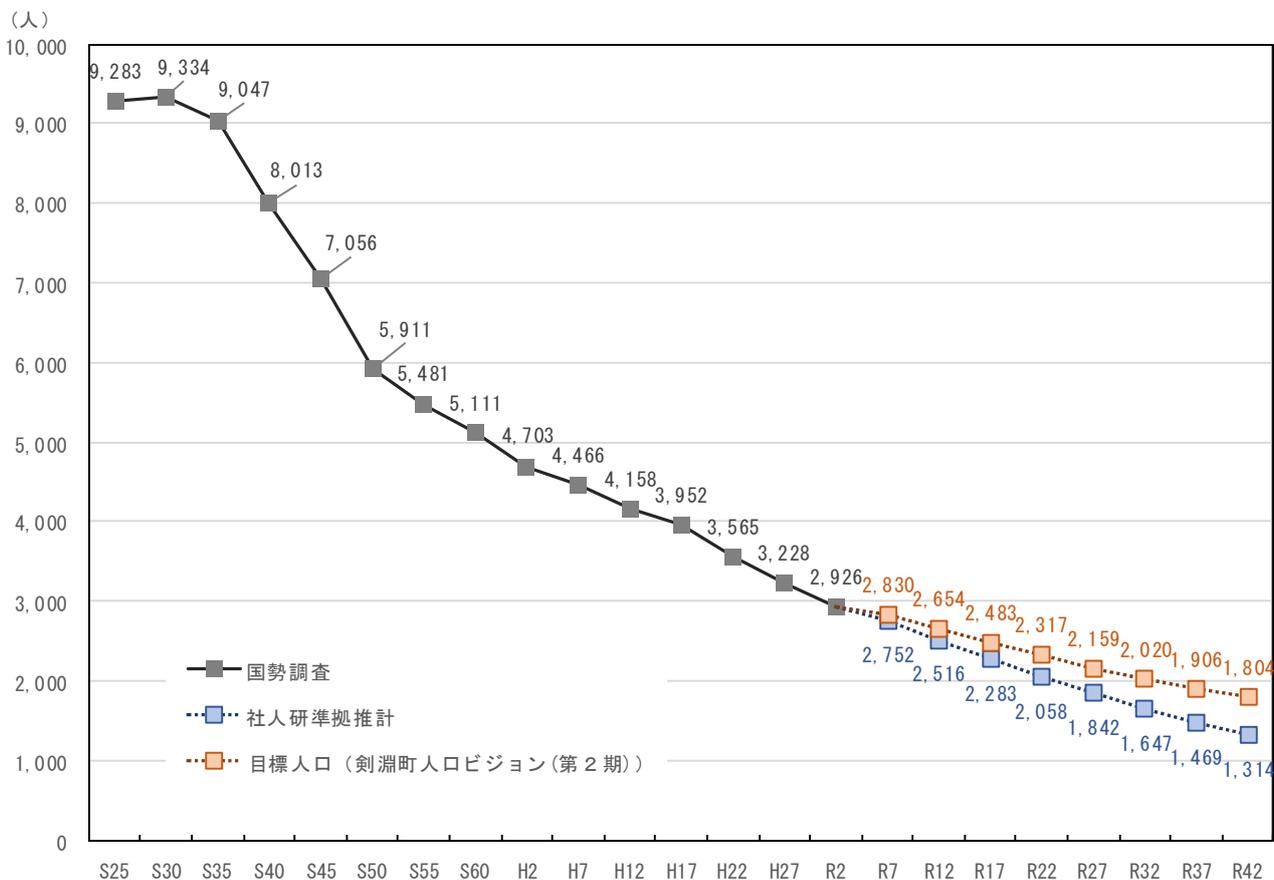
(1) 総人口

本町の人口は、昭和30年に9,334人とピークを迎え、その後一貫して減少が続いています。令和2年国勢調査における人口は2,926人であり、ピークから約69%の減少となっています。

本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年以降も減少を続け、令和42年には約1,314人（令和2年人口の45%）になると予想されます。

剣淵町人口ビジョンにおける展望人口は、令和42年で1,804人（同62%）と設定しています。

図 総人口の推移と今後の見通し



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、剣淵町人口ビジョン（第2期）

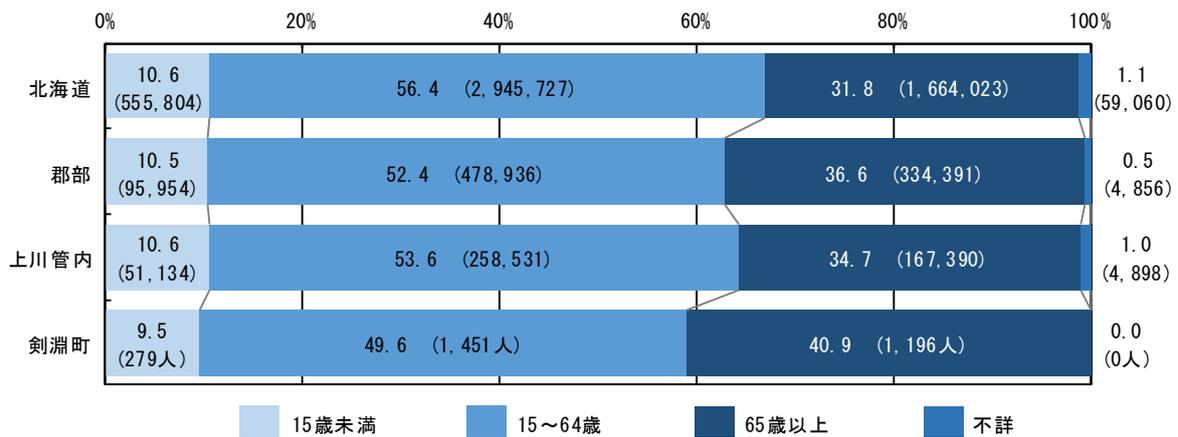
(2) 年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、令和2年国勢調査で、年少人口（15歳未満）9.5%、生産年齢人口（15～64歳）49.6%、高齢人口（65歳以上）40.9%となっています。高齢化率は全道、郡部、上川管内と比較して高い位置にあります。

15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、年少人口と生産年齢人口はともに減少、高齢人口は増加しています。

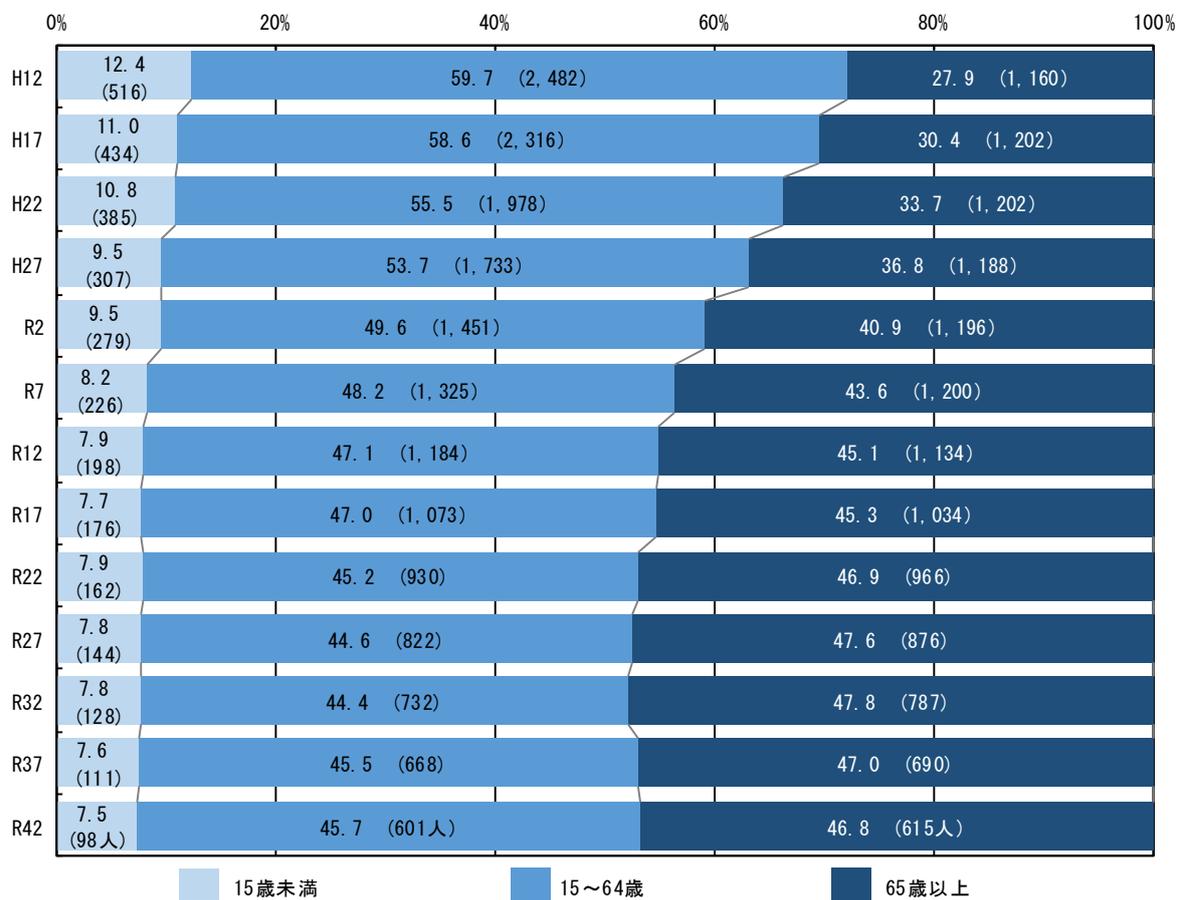
高齢人口は、令和7年を境に減少へ転じる見込みですが、高齢化率はその後も増加し令和22年に生産年齢人口率を上回る見込みです。

図 年齢別人口構成比の比較



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

図 年齢別人口構成比の推移と今後の見通し



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、剣淵町人口ビジョン（第2期）（社人研準拠推計）

3 財政の状況

(1) 歳入

令和2年度の普通会計を基に本町の歳入の状況を見ると、町税をはじめとする自主財源は約7.6億円で、地方交付税が約22億円となっています。

自主財源は全体の20%前後で推移しており、公共施設等の管理における財政負担の軽減・平準化が今後も必要となっています。

図 歳入の推移 (H23~R2)

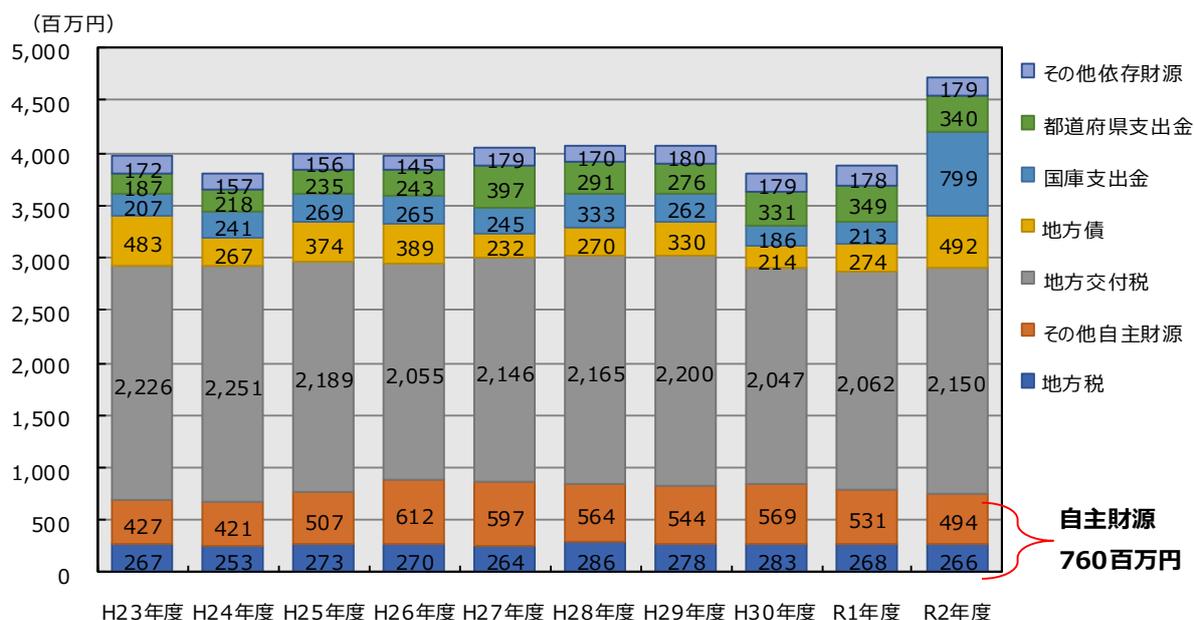
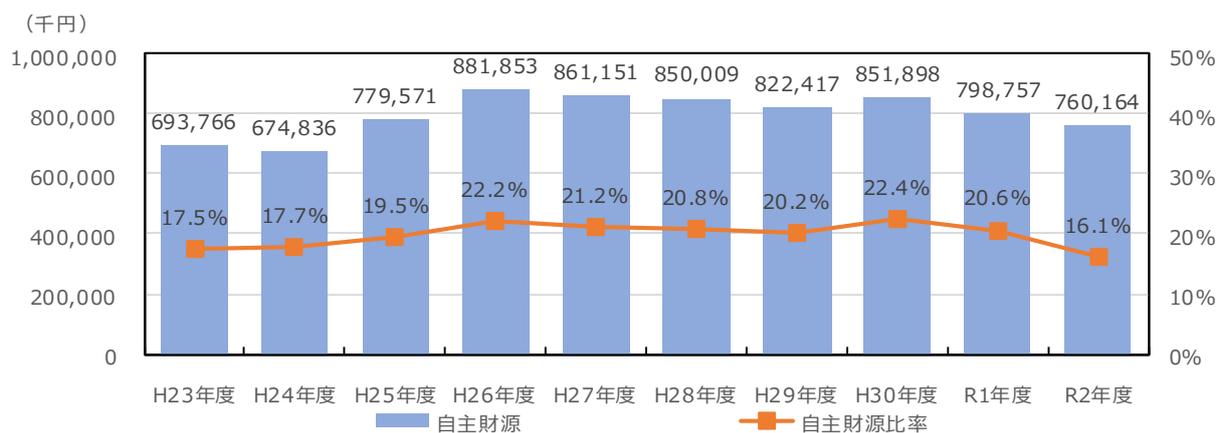


図 自主財源・自主財源比率の推移 (H23~R2)



(2) 歳出

歳出の状況を見ると、投資的経費はおおよそ3～8億円、全体の10～20%で推移しており、公共施設等については低予算で効果的・効率的な投資が求められています。

図 歳出の状況 (H23～R2)

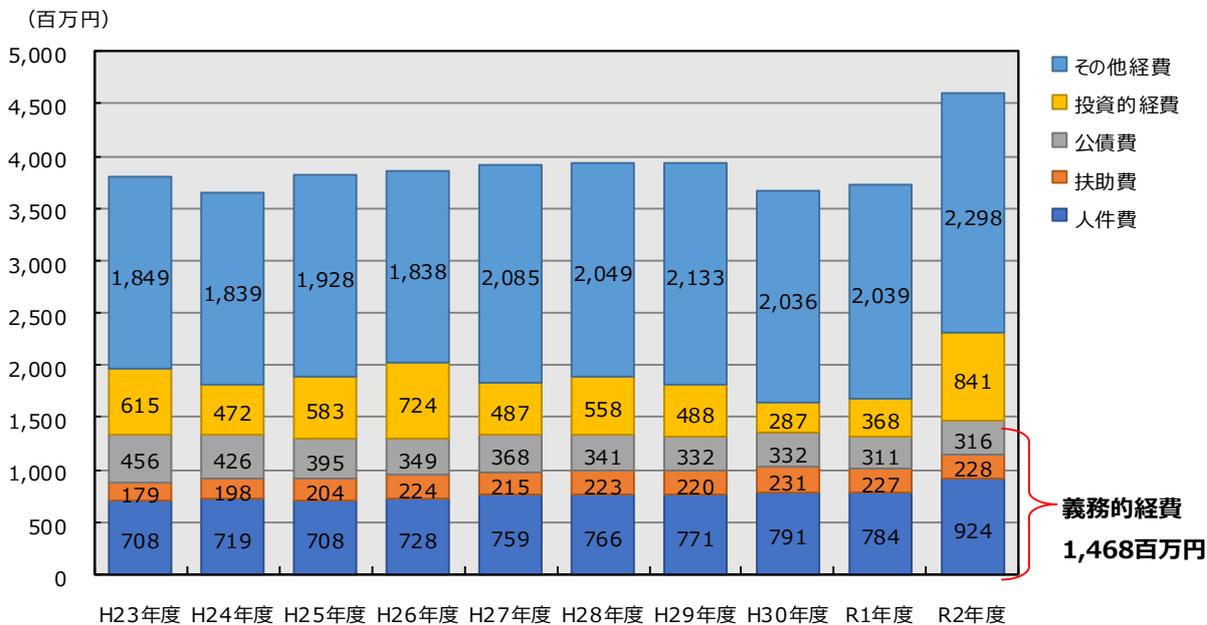
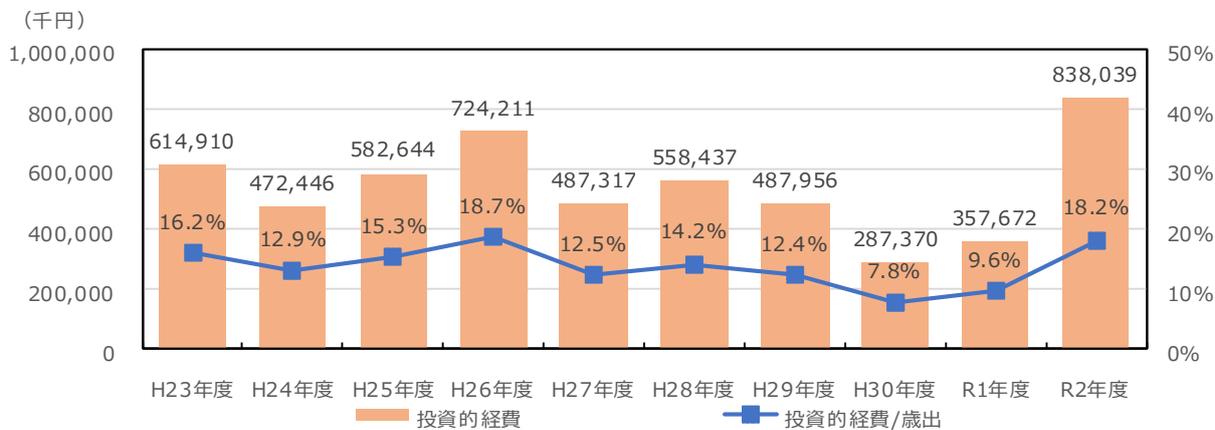


図 投資的経費と歳出総額に占める投資的経費の割合 (H23～R2)



3章 公共施設等の現状と今後の見通し

1 建築系公共施設の現状と今後の見通し

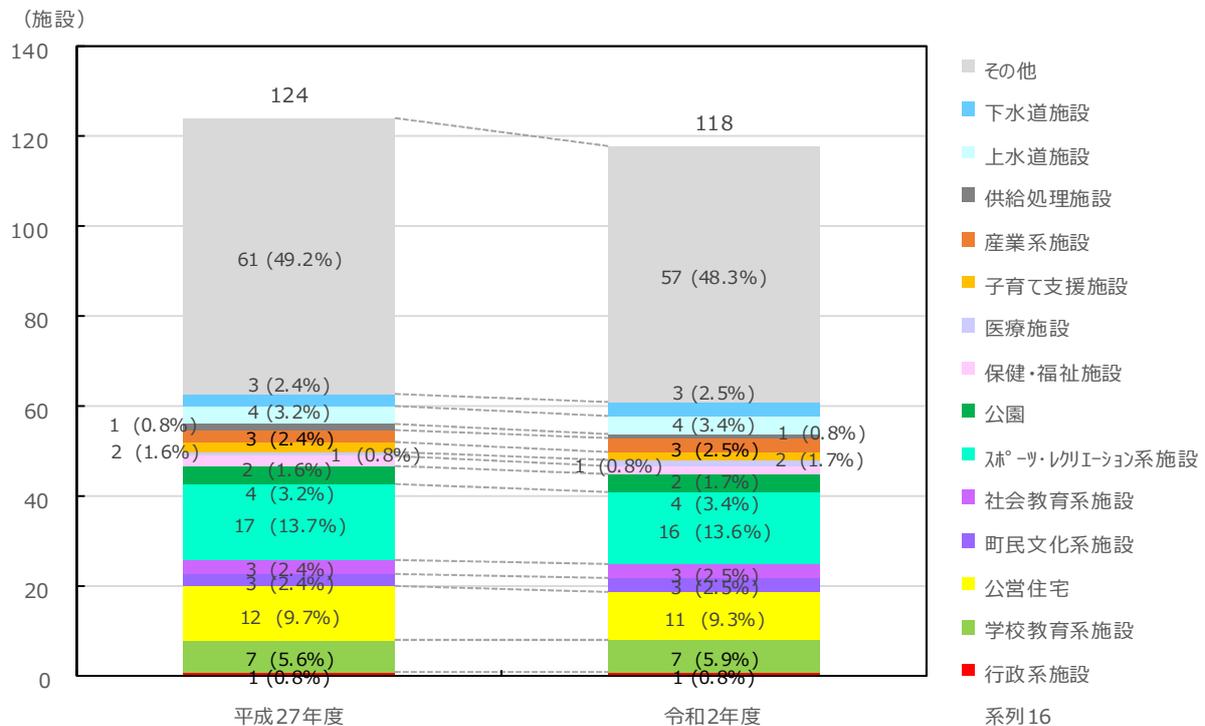
(1) 建築系公共施設の現状

① 保有量の推移

令和2年度末現在、本町が保有する建築系公共施設は、118施設、525棟、72,358㎡です。施設分類別施設数では、スポーツ・レクリエーション系施設が16施設と最も多く、次いで公営住宅が11施設、学校教育系施設が7施設となっています。また、その他施設は57施設となっており、主な内訳は教職員住宅・バス待合所です。

当初計画時点（平成27年度末）からの推移をみると、施設数は124施設から6施設減少していますが、ほぼ横ばいとなっています。

図 施設分類別施設数と推移（H27年度・R2年度）



② 延床面積の推移

建築系公共施設の総延床面積は72,358㎡です。

施設分類別延床面積構成比では、公営住宅が29.2%で最も高く、以下、学校教育系施設が21.6%、スポーツ・レクリエーション系施設が12.8%であり、この3つで町有建築物の約6割を占めています。

本計画では、令和38年までに施設保有面積（平成27年度末）の10～20%を削減することを数値目標に掲げていますが、当初計画時点（平成27年度末）からの推移をみると、71,925㎡から433㎡増加しており、面積縮減が進んでいない状況です。

図 施設分類別延床面積と推移 (H27年度・R2年度)

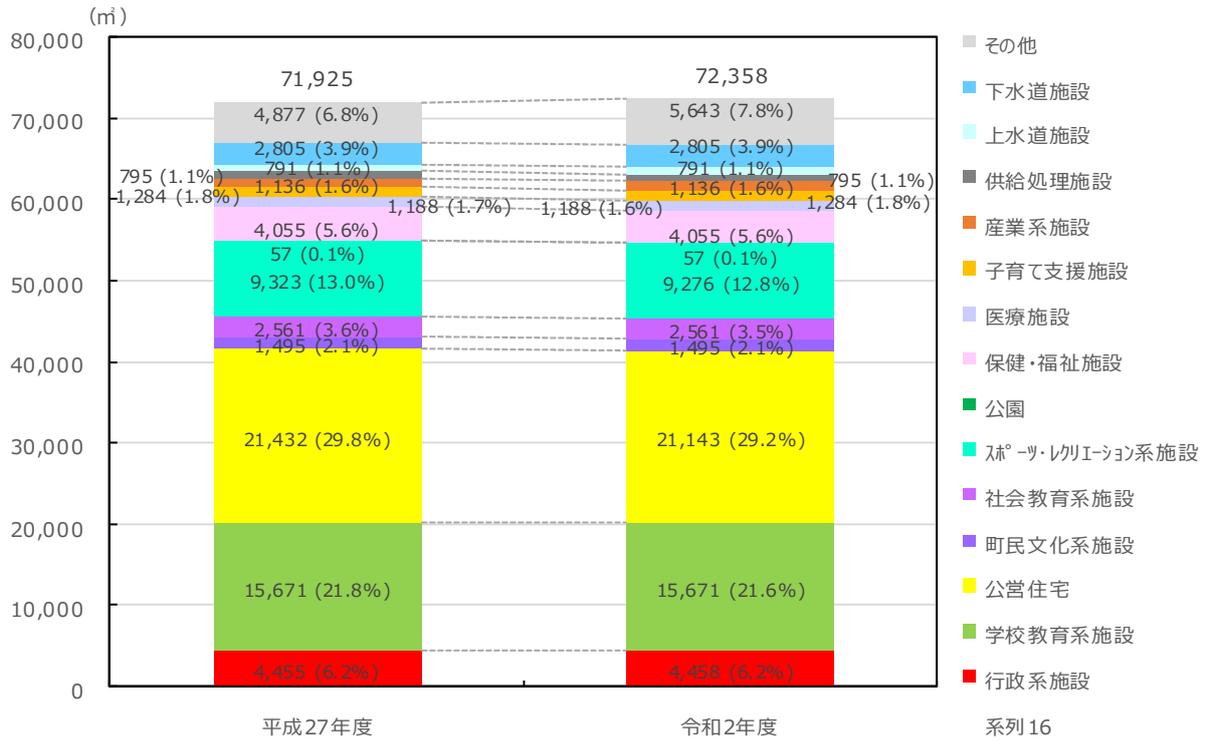


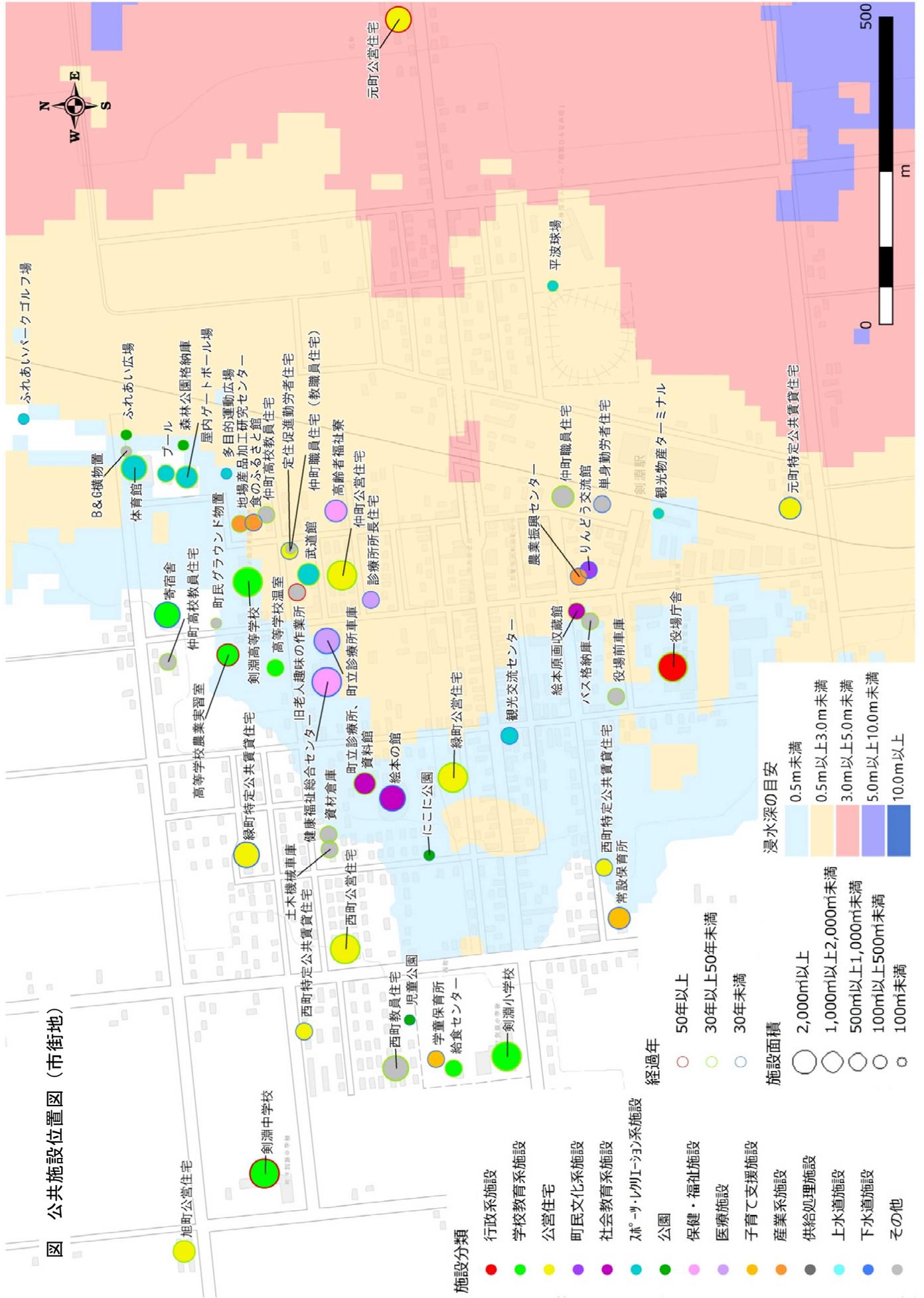
表 施設分類別施設数・延床面積

施設分類	主な用途	施設数	小計 (施設)	棟数	小計 (棟)	延床面積 (m²)	小計 (m²)	面積割合
行政系施設	庁舎等	1	1	4	4	4,458.48	4,458.48	6.2%
学校教育系施設	学校	6	7	29	32	15,285.52	15,670.56	21.1%
	その他教育施設	1		3		385.04		0.5%
公営住宅	公営住宅	11	11	296	296	21,142.74	21,142.74	29.2%
町民文化系施設	集会施設	3	3	5	5	1,494.63	1,494.63	2.1%
社会教育系施設	図書館	1	3	1	5	1,798.11	2,561	2.5%
	博物館等	2		4		763.06		1.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10	16	12	34	3,455.10	9,276	4.8%
	レクリエーション施設・観光施設	5		15		1,673.36		2.3%
	保養施設	1		7		4,147.59		5.7%
公園	公園	4	4	5	5	56.64	56.64	0.1%
保健・福祉施設	その他社会福祉施設	2	2	3	3	4,055.13	4,055.13	5.6%
医療施設	医療施設	1	1	4	4	1,188.38	1,188.38	1.6%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	2	4	4	1,284.27	1,284.27	1.8%
産業系施設	産業系施設	3	3	6	6	1,136.15	1,136.15	1.6%
供給処理施設	供給処理施設	1	1	5	5	794.64	794.64	1.1%
上水道施設	上水道施設	4	4	8	8	791.09	791.09	1.1%
下水道施設	下水道施設	3	3	6	6	2,805.06	2,805.06	3.9%
その他	その他	57	57	108	108	5,643.20	5,643.20	7.8%
合計		118	施設	525	棟	72,358.19	m²	100.0%

③ 立地状況

建築系公共施設の立地状況は次のとおりです。

図 公共施設位置図 (市街地)



施設分類

- 行政系施設
- 学校教育系施設
- 公営住宅
- 町民文化系施設
- 社会教育系施設
- スポーツレクリエーション系施設
- 公園
- 保健・福祉施設
- 医療施設
- 子育て支援施設
- 産業系施設
- 供給処理施設
- 上水道施設
- 下水道施設
- その他

経過年

- 50年以上
- 30年以上50年未満
- 30年未満

施設面積

- 2,000㎡以上
- 1,000㎡以上2,000㎡未満
- 500㎡以上1,000㎡未満
- 100㎡以上500㎡未満
- 100㎡未満

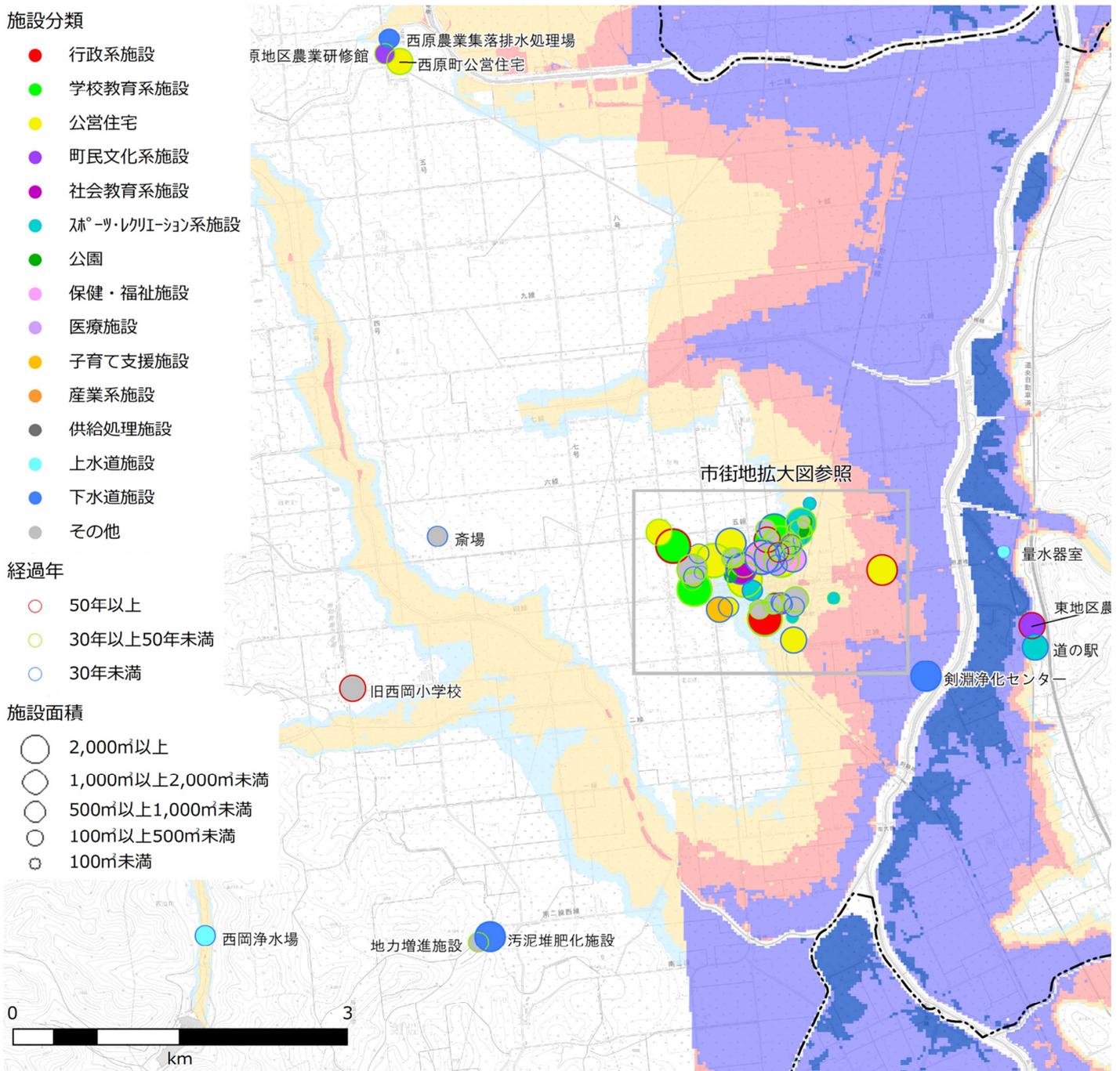


図 公共施設位置図（全町）

④ 建築年度

現存する建築系公共施設は、最も古いもので昭和初期に建築されています。昭和48年度から平成15年度までに多くが建築され、それ以降の建築は少なくなっています。

延床面積で見ると、築50年以上は2,177㎡であり全体の3%にとどまっていますが、築30～50年未満は33,429㎡と約46%であり、これらの適切な管理が今後必要になります。また、これらのうち、22,047㎡が昭和56年以前に建設された旧耐震基準の建物であり、全体の約3割を占めています。

当初計画時点（平成27年度末）からの推移をみると、建物の老朽化が進んでおり、延床面積構成比では築50年以上が約1ポイント、築30～50年未満が約11ポイントそれぞれ増加しています。

図 建築系公共施設の築年度別延床面積

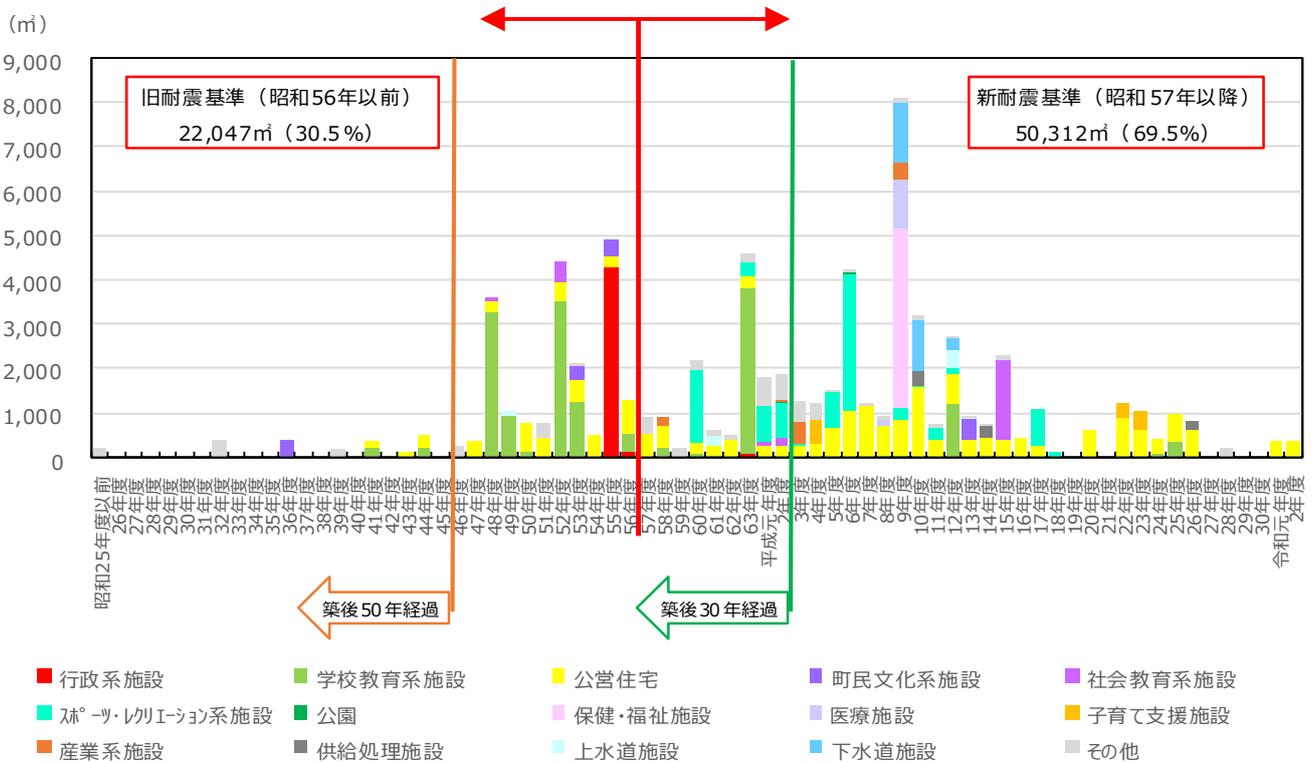
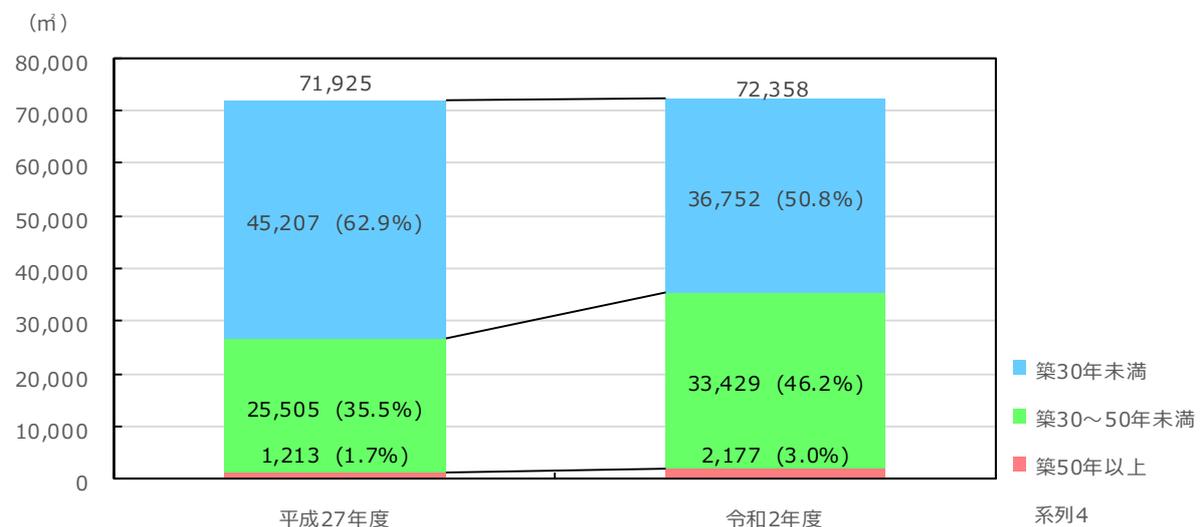


図 築年度別延床面積の推移



⑤ 有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

100%に近いほど償却が進んでおり、一般的な目安として有形固定資産減価償却率は35～50%程度と言われていますが、本町の有形固定資産減価償却率は63.5%と平均より高くなっています。

当初計画時点（平成27年度末）からの推移をみると、約12ポイント高くなっており、償却が進んでいます。また、10年後の令和12年度末時点には約83%になる見込みです。

施設分類別では、全ての分類で償却が進んでいます。町民文化系施設が87.6%で最も高く、前回から約5ポイント増加しています。次いで、その他施設が85.2%で、前回から約1ポイント増加しています。一方で、社会教育系施設が41.2%で最も低いですが、前回から約11ポイント増加しています。

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の状況

分類	取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
行政系施設	776,448	622,893	80.2%
学校教育系施設	2,419,056	1,872,718	77.4%
公営住宅	3,763,091	2,110,816	56.1%
町民文化系施設	132,146	115,821	87.6%
社会教育系施設	653,588	269,309	41.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	2,923,998	1,843,390	63.0%
公園	18,508	8,744	47.2%
保健・福祉施設	1,330,245	624,820	47.0%
医療施設	374,994	183,666	49.0%
子育て支援施設	326,915	197,087	60.3%
産業系施設	267,994	225,629	84.2%
供給処理施設	418,958	289,142	69.0%
上水道施設	582,909	395,062	67.8%
下水道施設	1,465,106	904,320	61.7%
その他	713,104	607,568	85.2%
合計	16,167,060	10,270,984	63.5%

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移と見通し

分類	H27 年度末	R2 年度末	R12 年度末	R38 年度末
行政系施設	68.3%	80.2%	100.0%	100.0%
学校教育系施設	65.7%	77.4%	89.2%	99.7%
公営住宅	48.5%	56.1%	75.2%	99.4%
町民文化系施設	83.0%	87.6%	94.5%	100.0%
社会教育系施設	30.2%	41.2%	59.6%	100.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	49.5%	63.0%	82.5%	100.0%
公園	34.4%	47.2%	65.6%	100.0%
保健・福祉施設	34.7%	47.0%	67.2%	100.0%
医療施設	36.7%	49.0%	67.9%	100.0%
子育て支援施設	41.0%	60.3%	92.3%	100.0%
産業系施設	69.8%	84.2%	100.0%	100.0%
供給処理施設	49.3%	69.0%	96.9%	100.0%
上水道施設	49.2%	67.8%	98.4%	100.0%
下水道施設	45.2%	61.7%	88.8%	100.0%
その他	83.8%	85.2%	93.9%	100.0%
合計	51.6%	63.5%	82.7%	99.8%

※H27 年度末減価償却率にはここに公園未計上

⑥ これまでの実績

当初計画策定以降、主に公営住宅の除却・新設を行っています。

表 これまでの主な実績（除却）

施設名	住戸番号	建設年度	面積
緑町公営住宅	37	1973	49.14
緑町公営住宅	38	1973	49.14
緑町公営住宅	39	1973	49.14
緑町公営住宅	40	1973	49.14
緑町公営住宅	41	1973	43.00
緑町公営住宅	42	1973	43.00
緑町公営住宅	43	1973	43.00
緑町公営住宅	44	1973	43.00
元町公営住宅	5	1973	39.67
元町公営住宅	6	1973	39.67
元町公営住宅	33	1966	32.90
元町公営住宅	34	1966	32.90
元町公営住宅	35	1966	32.90
元町公営住宅	36	1966	32.90
元町公営住宅	37	1968	43.07
元町公営住宅	38	1968	30.45
元町公営住宅	39	1968	30.45
元町公営住宅	40	1968	30.45
さわやかトイレ		1988	19.40

表 これまでの主な実績（新設）

施設名	住戸番号	建設年度	面積
教職員住宅		2016	226.26
西町公営住宅	6号棟 1	2019	61.85
西町公営住宅	6号棟 2	2019	75.44
西町公営住宅	6号棟 3	2019	88.32
西町公営住宅	6号棟 4	2019	75.44
西町公営住宅	6号棟（共用部）	2019	58.30
西町公営住宅	7号棟 1	2020	60.52
西町公営住宅	7号棟 1（車庫）	2020	15.78
西町公営住宅	7号棟 2	2020	73.40
西町公営住宅	7号棟 2（車庫）	2020	15.78
西町公営住宅	7号棟 3	2020	60.52
西町公営住宅	7号棟 3（車庫）	2020	15.78
西町公営住宅	7号棟 4	2020	46.93
西町公営住宅	7号棟 4（車庫）	2020	15.78
西町公営住宅	7号棟（共用部）	2020	52.87

改修については、各施設分類で計画的に進められており、施設の長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（改修）

施設分類	実施年度	施設名	改修概要
行政系施設	R1	総合庁舎	庁舎屋上防水
	R2	総合庁舎	庁舎インターネット回線ほか 町民センタートイレほか
学校教育系施設	H28	給食センター	調理室内窓設置ほか
	H29	剣淵高等学校	校舎屋上防水ほか
		剣淵中学校	トイレほか
	R1	剣淵高等学校	高圧受電設備
R2	剣淵小学校	校舎屋上防水ほか	
公営住宅	H29	仲町南団地	個別改善
	H30	仲町南団地	個別改善
	R1	仲町南団地	個別改善
	R2	仲町南団地	個別改善
社会教育系文化施設	H29	資料館	屋根ほか
スポーツ・レクリエーション系施設	H28	桜岡温泉宿泊施設	レークサイド桜岡 2 階内装ほか
	H29	B & G プール	プール
		桜岡温泉宿泊施設	宿泊研修施設
	H30	道の駅	高圧受電設備
	R1	桜岡温泉宿泊施設	剣淵温泉湯設備
	R2	桜岡温泉宿泊施設	レークサイド桜岡機械設備ほか
平波球場		トイレ	
保健・福祉施設	R2	健康福祉総合センター	自動火災報知設備ほか
		高齢者等福祉寮	外壁ほか
供給処理施設	H29	一般廃棄物最終処分場	トラックスケール機器更新ほか
	H30	一般廃棄物最終処分場	浸出水処理施設 PLC 更新
	R1	一般廃棄物最終処分場	浸出水処理施設 PLC 更新ほか
その他	H28	西町教員住宅	浴室ほか
		仲町職員住宅	外壁ほか
		斎場	防水改修
	H29	仲町職員住宅	内部
	H30	西町教員住宅	外壁ほか
		仲町職員住宅	内部
	R2	仲町職員住宅	外壁ほか

⑦ 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で10.45億円であり、平均2.09億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費^{*}は、累計で8.83億円であり、平均1.77億円／年となっています。

投資的経費の内訳は、新規整備が累計3.36億円、既存更新（改築）が累計0.07億円であり、残りは全て改修費となっています。

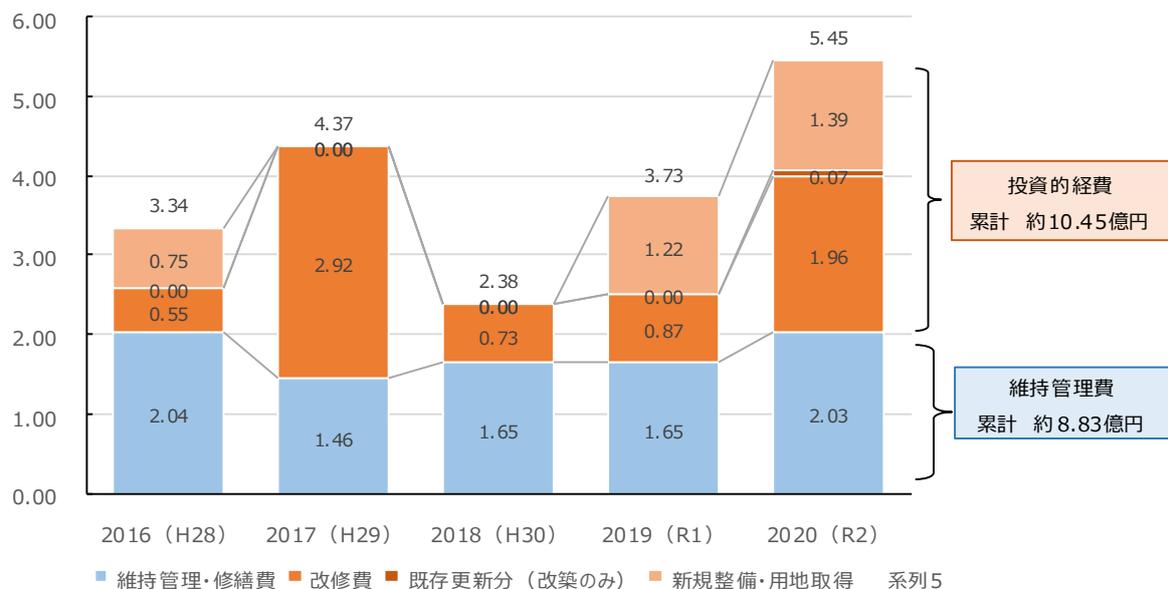
維持管理費は、年間1.5～2億円で推移しています。

※維持管理・修繕費を示す。

維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査補修、修繕などを行う。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものを行う。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

（単位：億円）



(2) 建築系公共施設の今後の見通し

現在保有する施設（延床面積）を全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。

① 年当たりの平均費用

下図は過去5年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2016～2020年度までの表示）と、今後40年間（2021～2060年度）にかかると予想される更新費用の推計値です。

今後40年間、現在あるすべての公共施設約6.9万㎡（上下水道施設を除く）を保有し続けた場合にかかる更新費用は318.6億円となり、年平均では8.0億円となります。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均2.09億円（グラフ中の黄色水平線）ですが、これの約3.8倍に相当します。

② ピーク

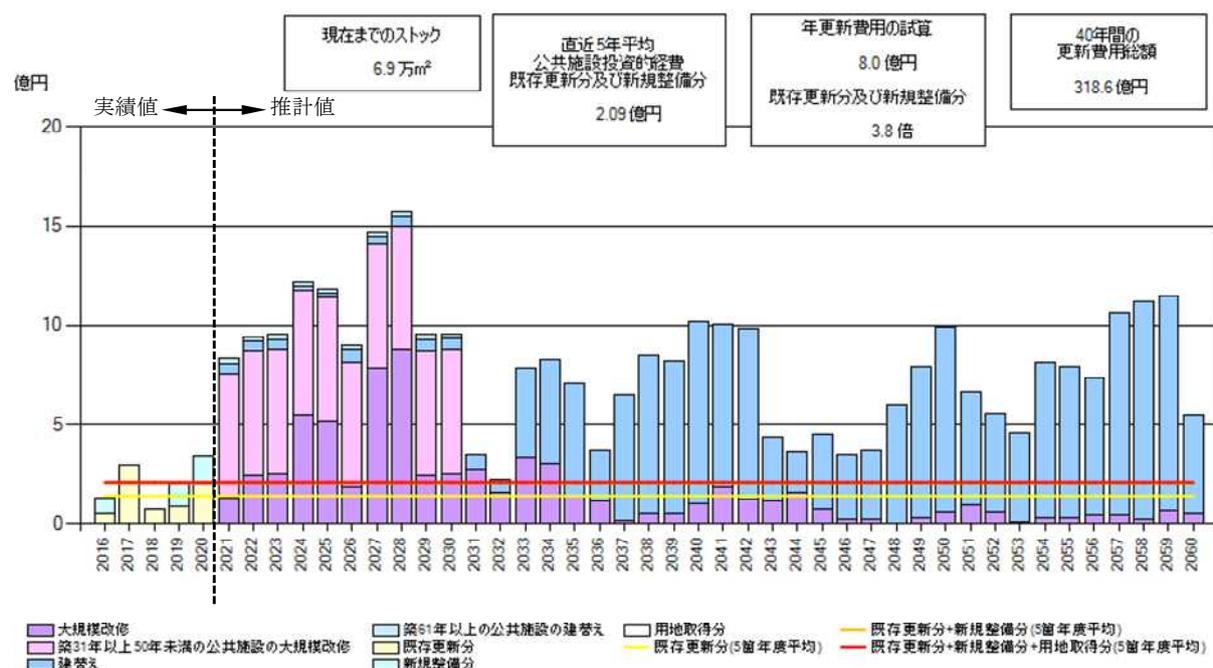
まず2028年度に大規模改修等によるピークがやってきます。その後2033年度以降からは、建替えによる費用がかかり、2040年度以降、度々総額10億円相当の費用を要する見込みです。

③ 費用内訳

今後10年間に「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」及び「大規模改修」にまとまった費用※が必要となります。2033年度以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになります。

※大規模改修が実施されなければならない築後30年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後10年間に割り振っています。

図 建築系公共施設全体の更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな建設は行わない。
- ・建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。
- ・建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- ・大規模改修及び更新（建替）単価は次のとおりとする。

表 大規模改修及び建替単価

(単位：万円/m²)

大分類	大規模改修	更新（建替）
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

2 土木系公共施設の現状と今後の見通し

(1) 道路

① 現状

a. 保有量の推移

町では、一般道と自転車歩行者道の2種類を整備し、町道（一般）は実延長で約31万m、面積で約198万㎡を整備しています。

当初計画時点（平成27年度末）からの推移をみると、道路実延長で195m、面積で2,130㎡増加しており、人口一人当たり面積では、人口減少が進んでいるが63.8㎡増加しています。

表 町道の内訳（令和2年4月1日現在）

内訳	
一般道路	実延長合計 310,691m、道路面積合計（道路部） 1,983,146㎡
自転車歩行者道	実延長合計 24,940m、道路面積合計（有効幅員） 72,850㎡

表 道路の実延長・面積推移

	人口（人）	道路の実延長（m）	人口一人当たり延長（m）	道路面積（㎡）	人口一人当たり面積（㎡）
H27末	3,228	310,496	96.2	1,981,016	613.7
R2	2,927	310,691	106.1	1,983,146	677.5
差引	-301	195	10.0	2,130	63.8

b. 有形固定資産減価償却率の推移

道路の有形固定資産減価償却率は、71.2%と減価償却が進んでいます。

当初計画（平成27年度末）からの推移をみると、約12ポイント高く償却が進んでいます。

また、10年後の令和12年度末時点には約91%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
21,794,816	15,527,944	71.2%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27年度末	R2年度末	R12年度末	R38年度末
59.3%	71.2%	91.1%	100.0%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、令和元年度に東中央団地の道路整備を行い、道路延長が増加しています。改修については、主に平成 28 年度から令和元年度まで町道西 1 丁目の改修を行い、長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績

種別	実施年度	工事概要
新規整備	R1	東中央団地道路整備工事
改修	H28	町道西 1 丁目改修工事
	H29	町道西 1 丁目改修工事
	H30	町道西 1 丁目改修工事
	R1	町道西 1 丁目改修工事

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で 9.9 千万円であり、平均 2 千万円／年となっています。

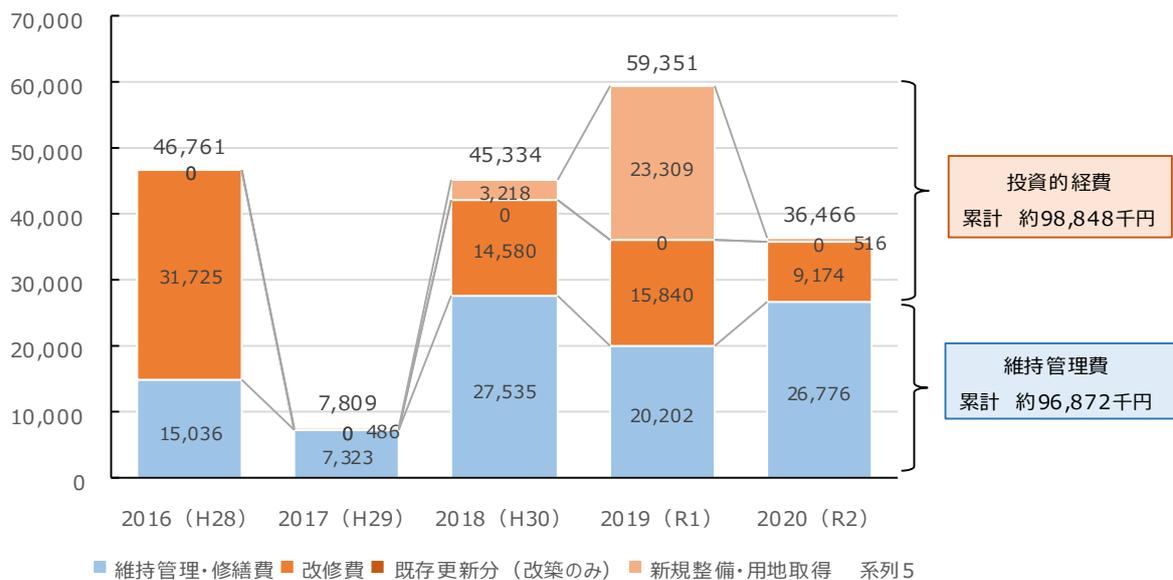
また、施設の維持管理に係る経費は、累計で 9.7 千万円であり、平均 1.9 千万円／年となっています。

投資的経費の内訳は、新規整備が累計 2.8 千万円であり、残りは全て改修費となっています。

維持管理費は、平成 29 年度は 7 百万円と少額でしたが、年間 1.5～2.7 千万円で推移しています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費

(単位：千円)

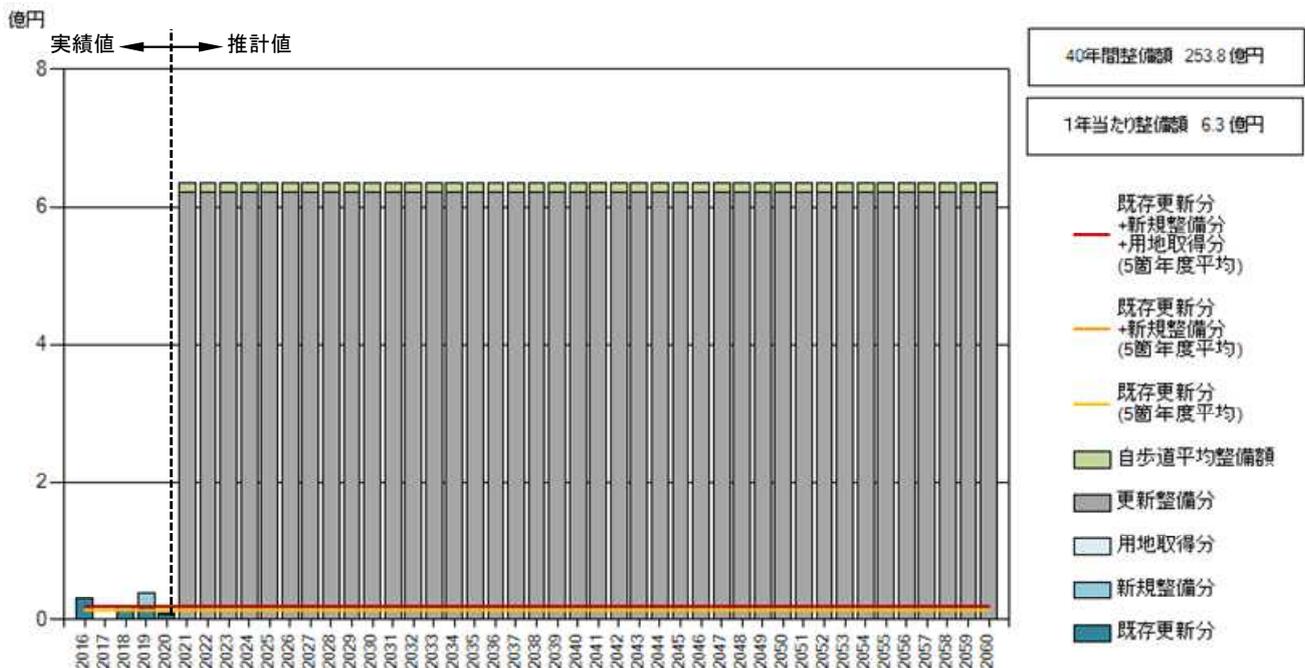


② 今後の見通し

道路整備面積を更新年数で割った面積を、1年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間に掛かる費用総額は253.8億円で、年当たりでは6.3億円です。全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。過去5年間の投資的経費の実績は年平均2千万円（グラフ中の赤色水平線）であるため、年当たりの必要経費はこれの約30倍に相当します。

図 道路の更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・舗装の耐用年数を15年とし、道路の全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- ・更新単価は、4,700円/m²（出典：更新費用試算ソフト（総務省））とする。

(2) 橋りょう

① 現状

a. 保有量の推移

橋りょうの総面積は14,296 m²です。橋りょうは、古いものでは昭和39（1964）年度から建設されていますが、多くは昭和40年代から50年代（1969～1982年）にかけて建設されています。

赤い縦線より左側が現時点で耐用年数60年を超過している橋りょうを示しますが、現在のところ耐用年数を超過しているものはありません。

当初計画時点（平成27年度末）からの推移をみると、面積で3 m²増加していますが、橋数に変更はありません。

図 橋りょうの建設年度別面積

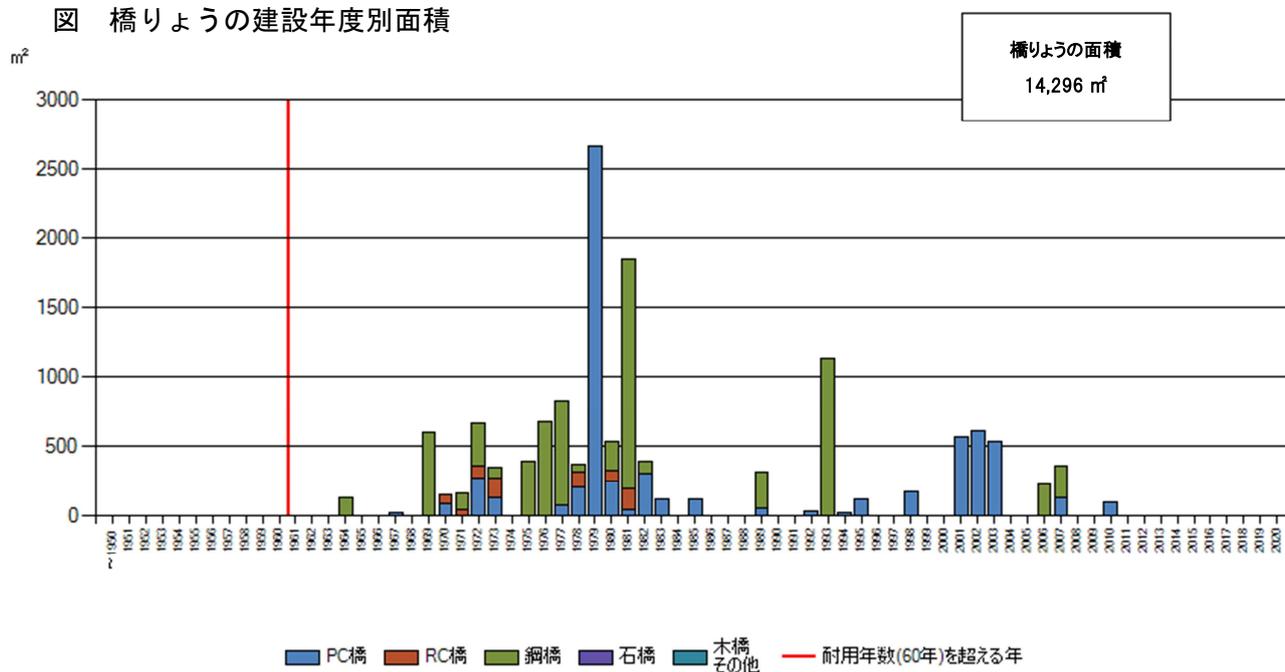


表 橋数・面積推移

	橋数	うち耐用年数超過 橋数	橋りょう面積 (m ²)	うち耐用年数超過 面積 (m ²)
H27 末	100	0	14,293	0
R2 末	100	0	14,296	0
差引	0	0	3	0

b. 有形固定資産減価償却率の推移

橋りょうの有形固定資産減価償却率は、59.7%と減価償却が少し進んでいます。
当初計画（平成27年度末）からの推移をみると、約9ポイント高く償却が進んでいます。
また、10年後の令和12年度末時点には約77%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
6,997,653	4,176,064	59.7%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27年度末	R2年度末	R12年度末	R38年度末
50.3%	59.7%	76.6%	97.8%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、新規整備や更新はありませんが、右表のとおり改修を計画的に行い、長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績

種別	実施年度	工事概要
改修	H28	町道足立線一号橋橋梁長寿命化修繕工事
	H29	9線橋橋梁長寿命化修繕工事
	H30	8線橋橋梁長寿命化修繕工事
	R2	12線橋橋梁補修工事

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

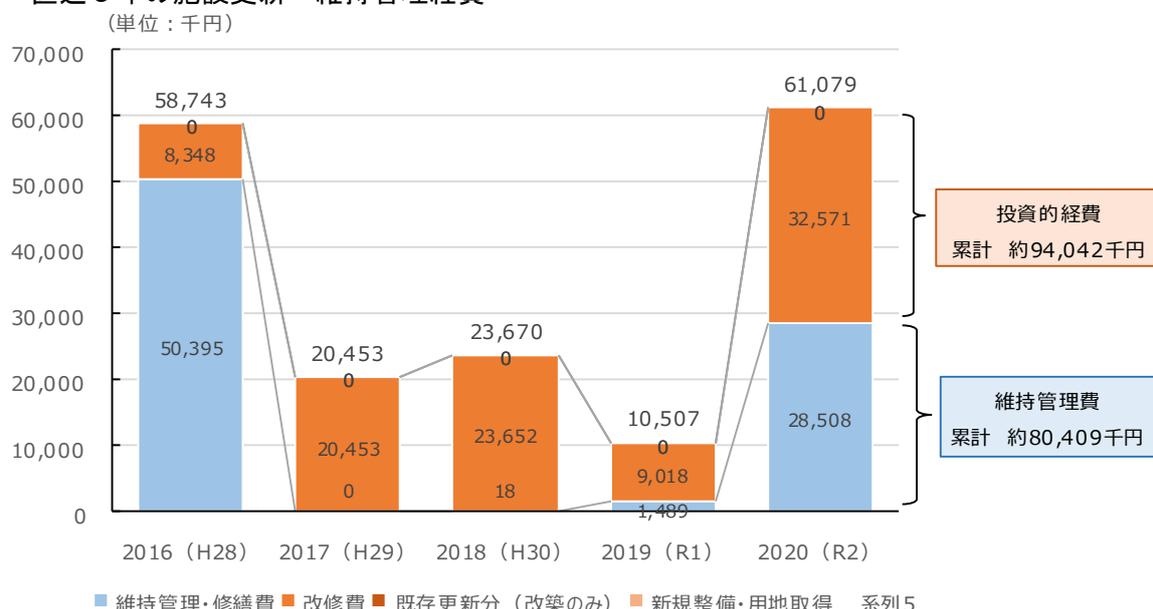
直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で9.4千万円であり、平均1.9千万円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で8千万円であり、平均1.6千万円/年となっています。

投資的経費の内訳は、全て改修費となっています。

維持管理費は、年度ごとのバラつきがみられます。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

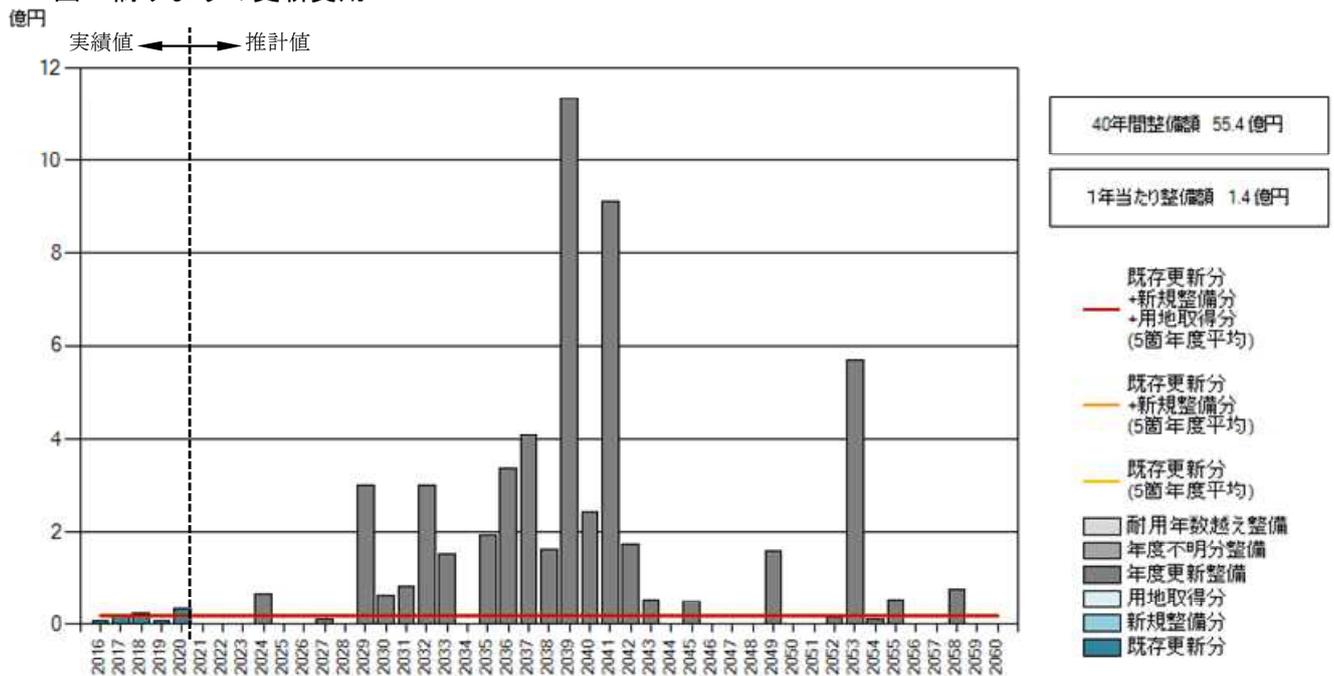


② 今後の見通し

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は55.4億円で、年あたりでは1.4億円です。年度別に金額の差がありますが、令和11(2029)年度～令和24(2042)年度にかけて2億円以上の費用が必要となる年度が多くなります。特に令和21(2039)年度及び令和23(2041)年度は、8億円以上の費用が必要となります。

図 橋りょうの更新費用



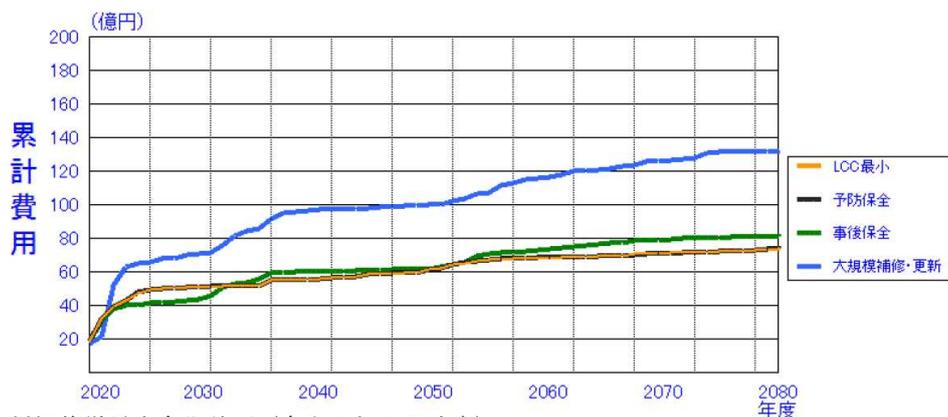
<推計の前提条件>

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価は次のとおりとする。

RC橋	: 425千円/m ²	鋼橋	: 500千円/m ²
PC橋	: 425千円/m ²	木橋その他	: 425千円/m ²

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

(参考) 保全・更新費用の推移（青線が単純更新）



出典：剣淵町橋梁修繕長寿命化計画（令和3年9月改定）

(3) 上水道

① 現状

a. 保有量の推移

上水道管の総延長は 101,010m です。昭和 30（1960）年度以降に敷設されています。

赤い縦線より左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示します。

耐用年数を経過しているものは 35,771m で 35.4% を占めています。

当初計画時点（平成 27 年度末）からの推移をみると、延長で 11,411m 増加していますが、老朽化が進む上水道管の一部については、現在、使用していないものも含まれており、保有量としては増加しています。

図 上水道管の敷設年度別延長

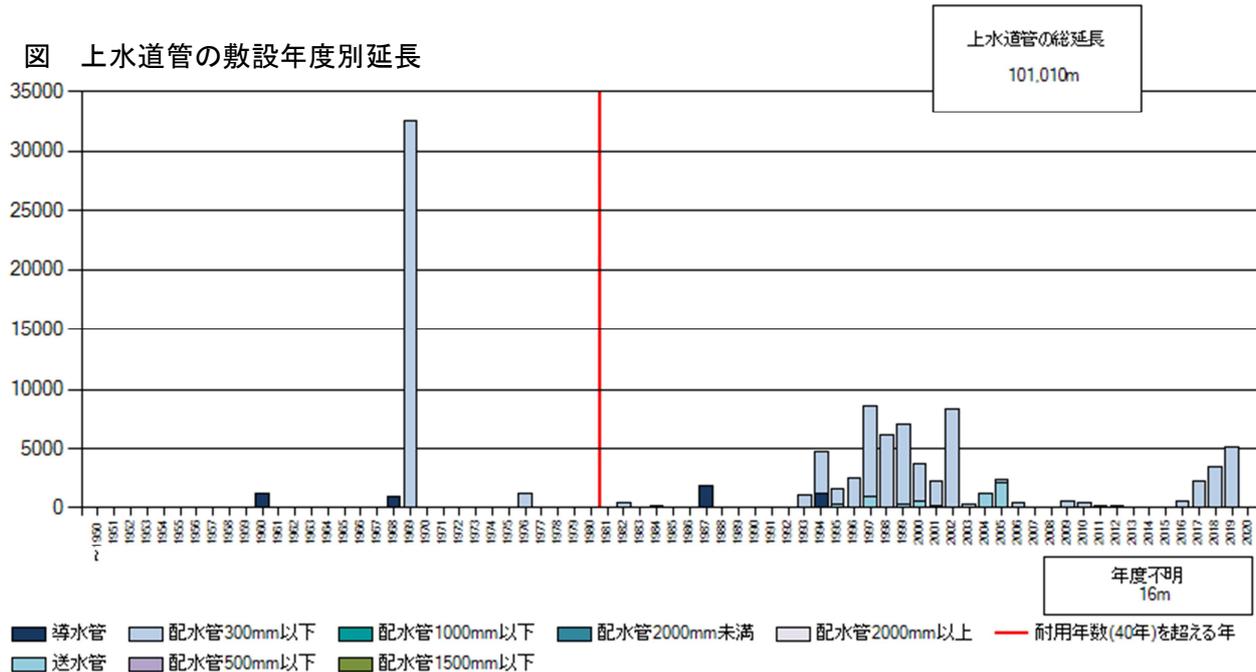


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過延長 (m)
H27 末	89,599	34,636
R2 末	101,010	35,771
差引	11,411	1,135

b. 有形固定資産減価償却率の推移

上水道の有形固定資産減価償却率は、52.6%と減価償却が少し進んでいます。

当初計画の翌年度（平成28年度末）からの推移をみると、約8ポイント高く償却が進んでいます。また、10年後の令和12年度末時点には約78%と大幅に増加する見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
9,033,990	4,751,254	52.6%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28年度末	R2年度末	R12年度末	R38年度末
44.2%	52.6%	77.6%	99.8%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、右表のとおり11,411mを更新しており、計画的な整備を行っています。

表 これまでの主な実績

実施年度	配水管延長（m）
H28	613
H29	2,233
H30	3,494
R1	5,071
計	11,411

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で3.85億円であり、平均7.7千万円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で8.7千万円であり、平均1.7千万円/年となっています。

投資的経費の内訳は、既存更新が累計3.85億円です。また、改修費はありません。

維持管理費は、年間1.4～2千万円程度で推移しています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



② 今後の見通し

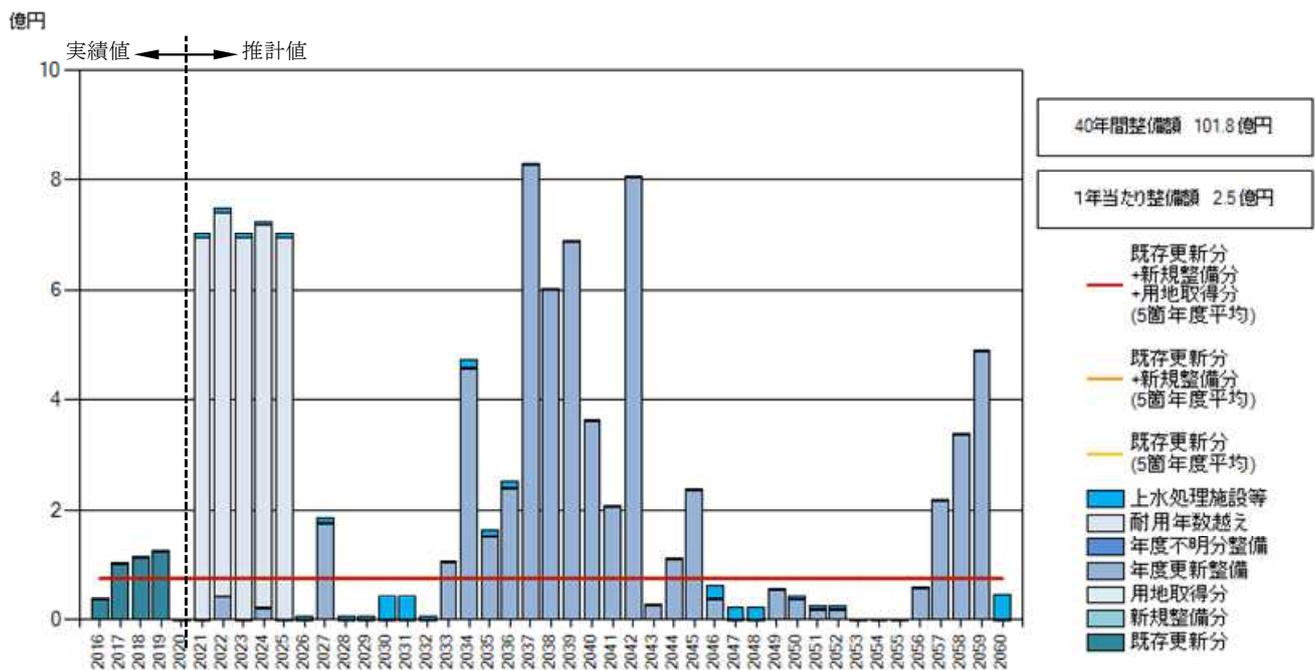
延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は101.8億円で、年当たりでは2.5億円です。

既に耐用年数を経過している管の更新を今後5年間で実施する場合、今後5年間の年間整備額は6億円を超えます。ただし、既に更新済みで使用していない管も含まれています。

令和16(2034)年度～令和24(2042)年度に多額の費用が発生します。特に令和19(2037)年度と令和24(2042)年度は8億円を超える費用が必要となります。

図 上水道の更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価は次のとおりとする。

導水管	300 mm未満	: 100 千円/m	配水管	50 mm以下	: 97 千円/m
送水管	300 mm未満	: 100 千円/m		75 mm以下	: 97 千円/m
				100 mm以下	: 97 千円/m
				125 mm以下	: 97 千円/m
				150 mm以下	: 97 千円/m
				200 mm以下	: 100 千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

(4) 下水道

① 現状

a. 保有量の推移

下水道管の総延長は 21,830m です。平成 6（1994）年以降に敷設されています。
赤い縦線より左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが現時点ではありません。
当初計画時点（平成 27 年度末）からの推移をみると、延長に変動はありません。

図 下水道管の敷設年別延長

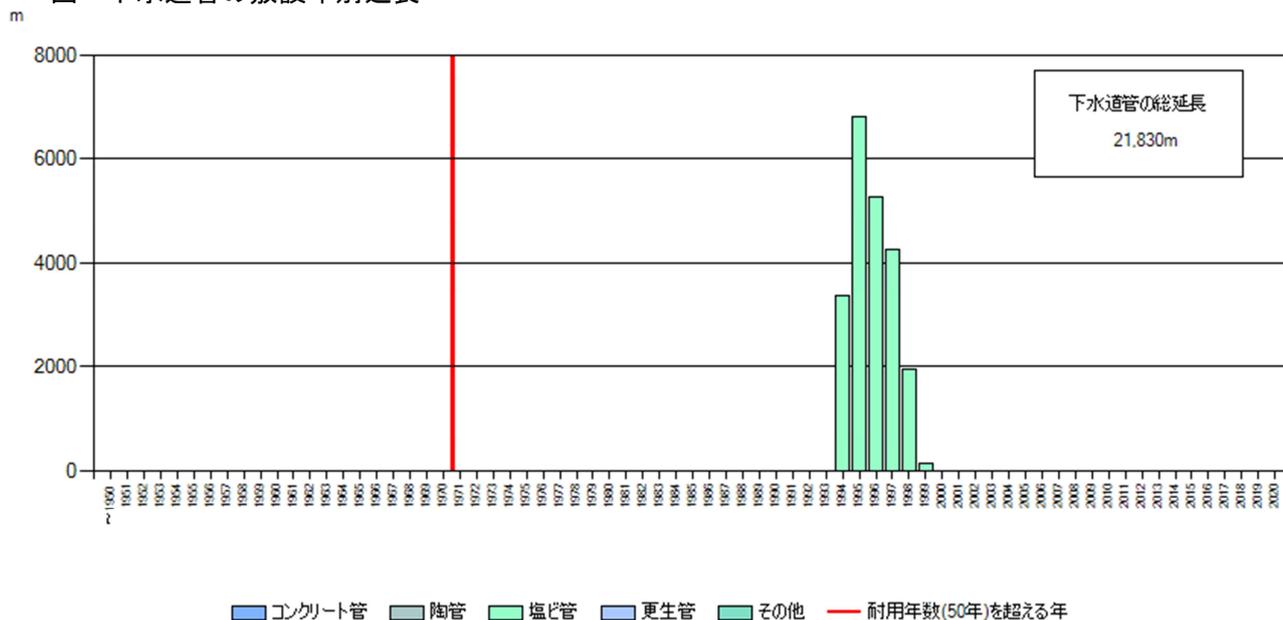


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過延長 (m)
H27 末	21,830	0
R2 末	21,830	0
差引	0	0

b. 有形固定資産減価償却率の推移

下水道の有形固定資産減価償却率は、48.5%と土木系（インフラ）の中で最も小さくなっています。

当初計画の翌年度（平成28年度末）からの推移をみると、約8ポイント高く償却が進んでいます。また、10年後の令和12年度末時点には約69%と大幅に増加する見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
1,331,630	645,198	48.5%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28年度末	R2年度末	R12年度末	R38年度末
40.5%	48.5%	68.5%	100.0%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、右表のとおり剣淵浄化センターの改修を継続的に行っており、施設の長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績

実施年度	施設名	工事概要
H28	剣淵浄化センター	機械設備・電気計装設備改修工事
H29	剣淵浄化センター	機械設備・電気計装設備改修工事
H30	剣淵浄化センター	機械設備・電気計装設備改修工事
R1	剣淵浄化センター	電気計装設備改修工事
R2	剣淵浄化センター	電気計装設備・供給ポンプ改修工事

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

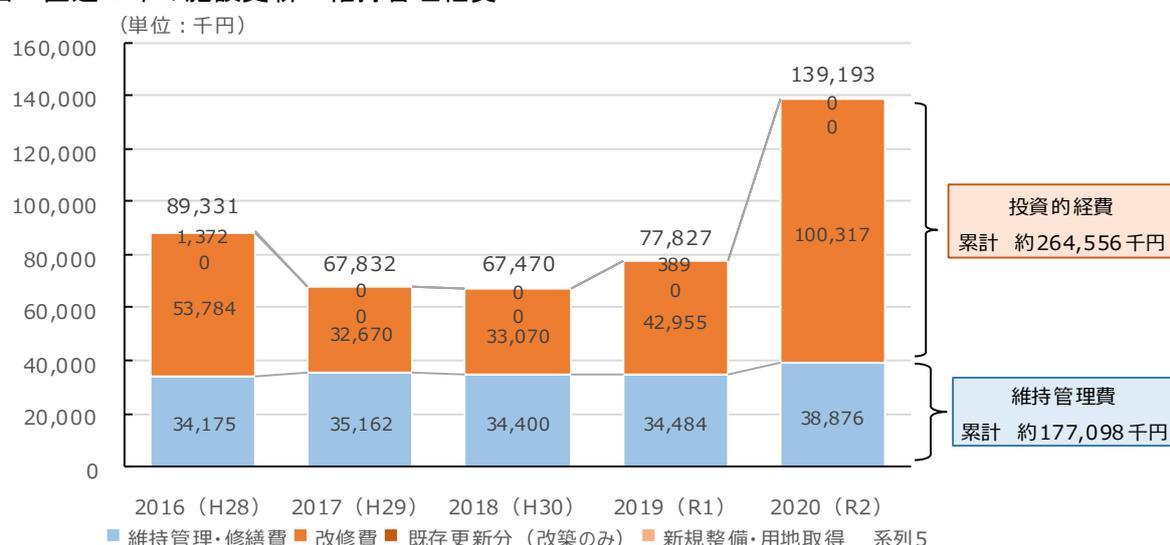
直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で2.65億円であり、平均5.3千万円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で1.77億円であり、平均3.5千万円／年となっています。

投資的経費の内訳は、改修費が累計2.63億円であり、残りは公共柵等の新規整備費となっています。

維持管理費は、年間3.5千万円前後で推移しています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



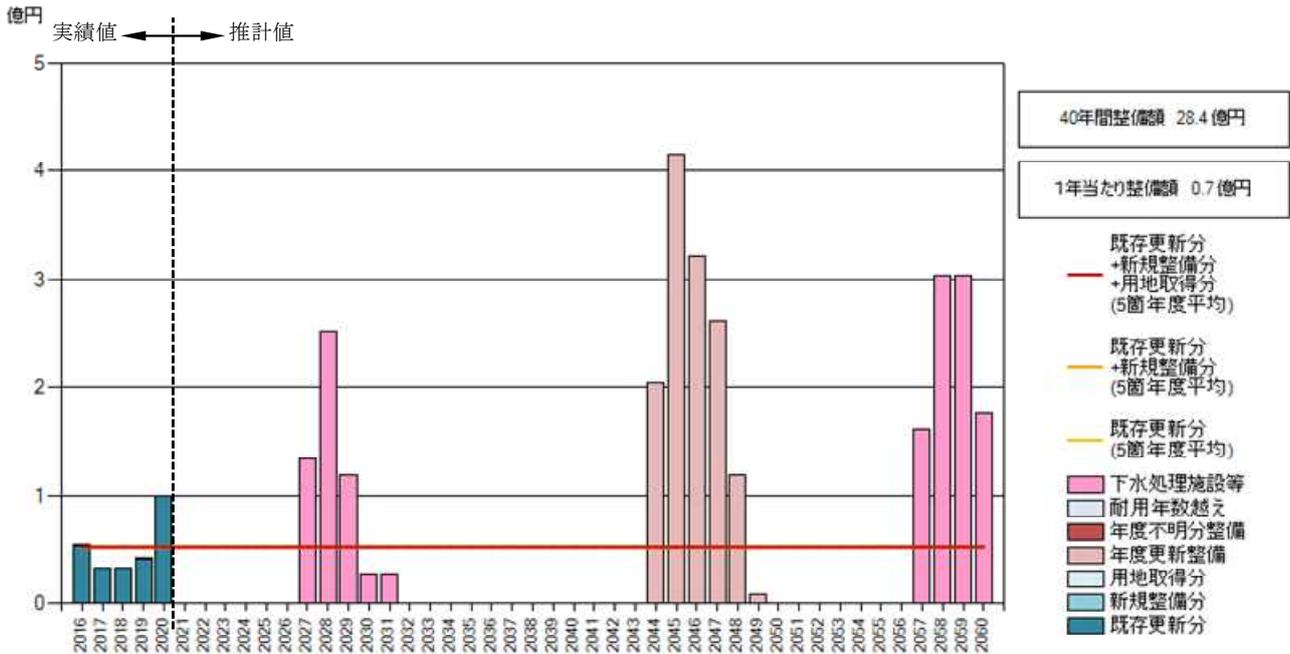
② 今後の見通し

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は28.4億円で、年当たりでは0.7億円です。今後10年間で下水道処理施設等の更新費用が発生しますが、これまで、長寿命化に向けた改修を行っています。

令和26(2044)年度～令和31(2049)年度に下水道管の更新費用が発生し、令和27(2045)年度には、4億円以上の費用が必要となります。

図 下水道の更新費用



<推計の前提条件>

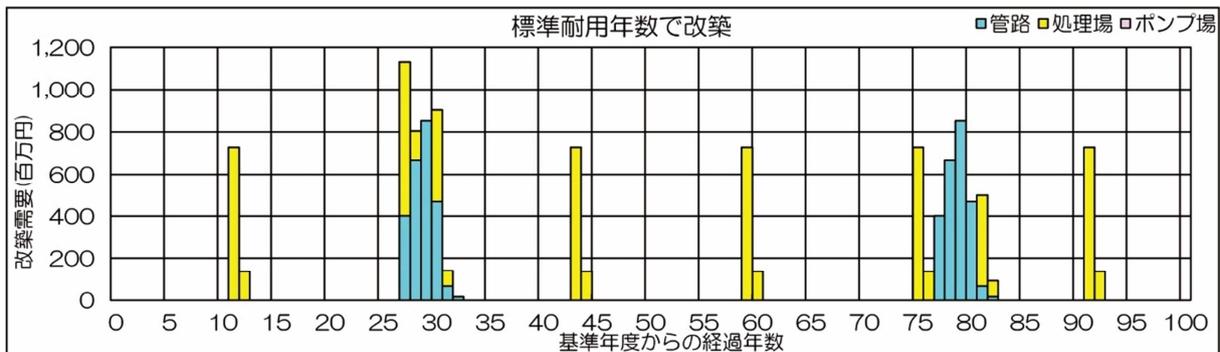
- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・管径別更新単価は次のとおりとする。

250 mm以下： 61千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

- ・下水道施設（建物）については、建築系公共施設の試算方法にならない加算する。

(参考) 長期的な改築の需要見通し



出典：剣淵町公共下水道ストックマネジメント基本計画（平成30年2月）

3 公共施設等全体のまとめ

(1) 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で18.88億円であり、平均3.78億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で13.24億円であり、平均2.65億円／年となっています。

直近5年間累計額の項目別割合をみると、投資的経費では、建築系公共施設が最も高く全体の64%、次いで上水道が24%を占めています。また、維持管理経費においても、建築系公共施設が最も高く全体の50%、次いで下水道が25%を占めています。

図 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移



図 項目別投資的経費構成比（5年合計）

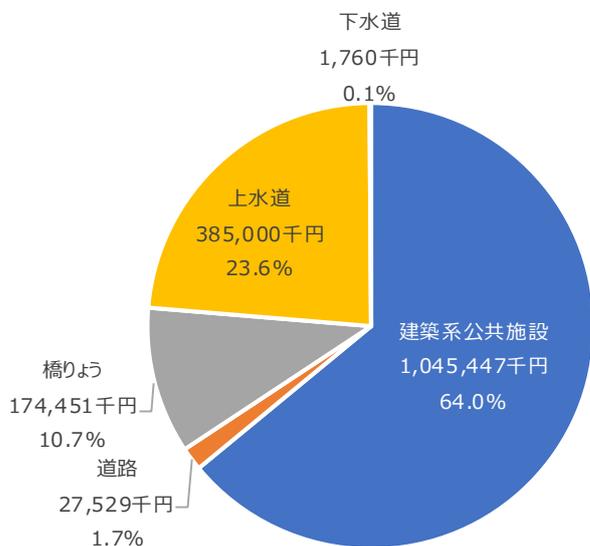
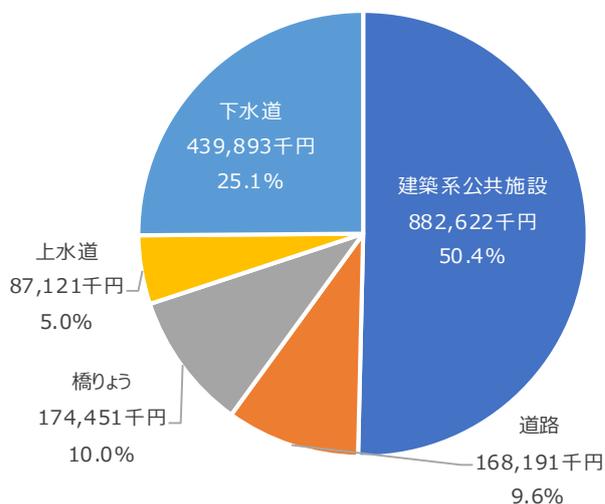


図 項目別維持管理経費構成比（5年合計）



(2) 公共施設等全体の今後の見通し

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は757.9億円で、年あたりでは18.9億円です。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均3.78億円（グラフ中の赤色水平線）ですが、これの5倍に相当します。

更新費用の推移をみると、11億円から33億円まで年度によるバラつきがみられます。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の42%、次いで道路が34%を占めています。

図 公共施設等全体の更新費用

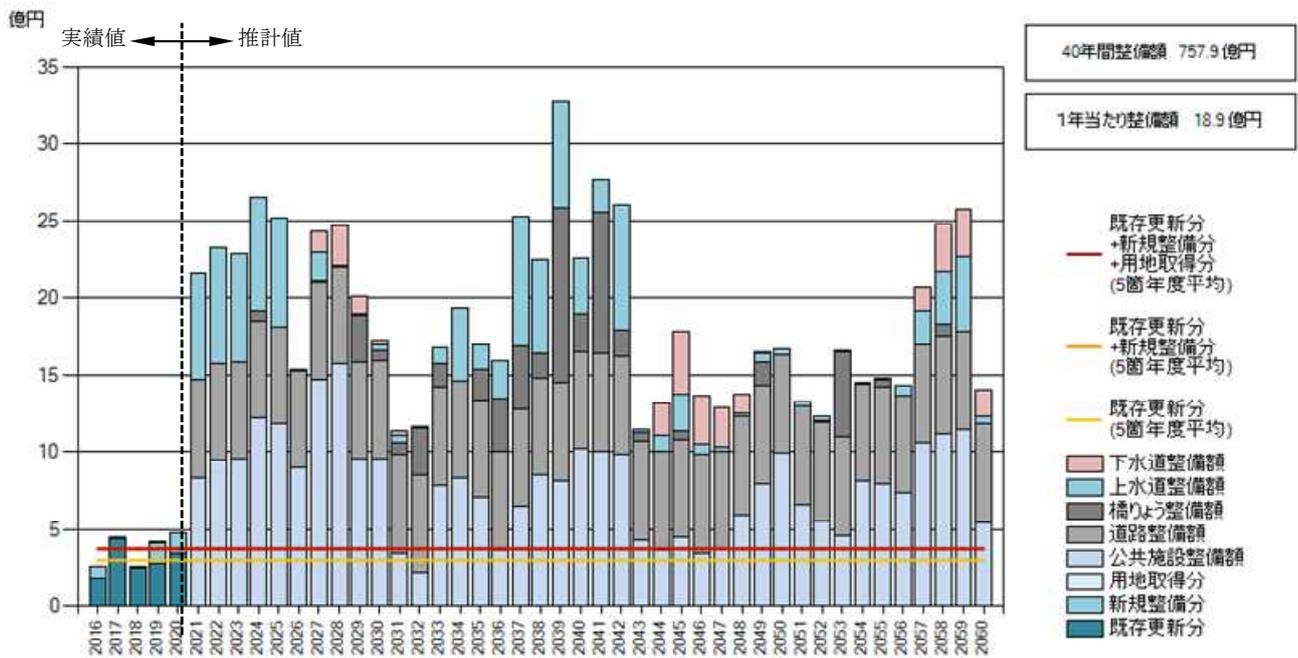
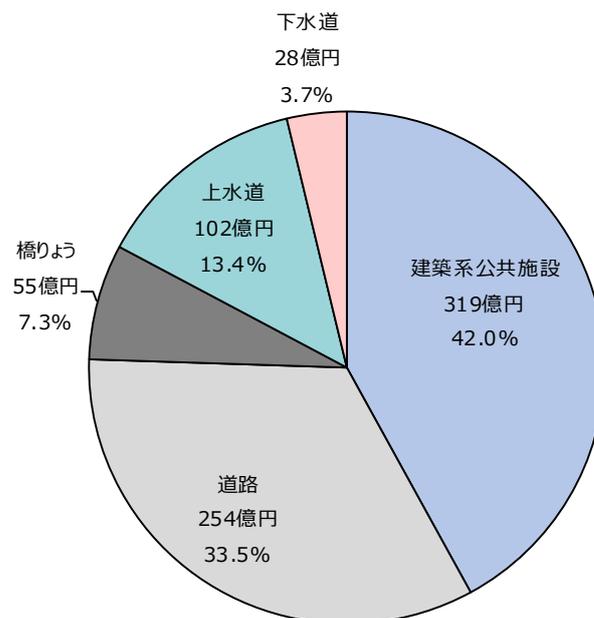


図 項目別40年間整備額構成比



4章 現状や課題に関する基本認識

(1) 財政状況から見た課題

令和2年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約2.7億円で、地方交付税が約22億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の16.1%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は83.9%となっています。

人口減少により町税など自主財源の伸びが期待できない一方で、高齢化率の増加に伴う扶助費等割合が増加することが見込まれます。そのため、現段階から財源の確保は当然のことながら、適正な予算規模での行政運営が必要となり、公共施設等についても本町を取り巻く社会経済情勢に対応した、適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要です。

(2) 将来人口の見通し

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和2年の2,926人から、令和42（2060）年には1,314人（令和2（2020）年人口の45%）になると予想されています。

剣淵町人口ビジョンにおいては、総合戦略における施策効果を期待し、人口減少のペースを鈍化する目標を掲げていますが、令和42（2060）年には1,804人（同62%）と設定しています。

こうした将来の人口減に対応し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があります。

(3) 公共施設等の現況と更新費用の見通し

本町が保有する建築系公共施設は、118施設、525棟、72,358㎡です。延床面積の施設分類別割合は、多い順に、公営住宅29.2%、学校教育系施設21.6%、スポーツ・レクリエーション系施設12.8%などとなっており、公営住宅と学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設の3つで町有建築物の6割以上を占めています。そのほか、道路・橋りょう・上下水道等の土木系公共施設（インフラ）を保有しています。

直近5年平均では、公共施設等全体で投資的経費が約3.8億円／年、維持管理経費が約2.7億円／年を費やして施設等の適切な維持管理を図ってきました。

しかしながら、今後40年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は757.9億円、年平均では18.9億円となり近年の投資的経費実績額の5倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が約4割を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、保有施設総量の削減を図ることが必要です。

土木系公共施設（インフラ）についても、道路は一定の経費が将来的に必要となるうえ、上下水道や橋梁は10年後には減価償却率が7割を超え老朽化が進むことなど、今後は多くの費用が必要となります。町のまちづくりの方針に併せて土木系公共施設（インフラ）の計画的な管理を進める必要があります。

更新費用の推移をみると、今後40年間で断続的に大きく膨らむ時期があるなど年度によってバラつきがみられるため、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

5章 公共施設等マネジメントの理念と目的

1 計画の管理方針

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、町と住民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

【理 念】

剣淵町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、住民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目 標】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述の理念により、新しいまちづくりの第一歩と捉えて本計画を実行に移していくためには、以下の3点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

- ①行政の努力 : 公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
- ②住民との協働 : 受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること
- ③民間活力の活用 : 可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの理念・目的に基づき、施設の管理方針を以下に定めます。

2 計画の推進体制

総合管理計画の策定に当たり、総務課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。総務課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

以下に総務課の役割を挙げます。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持つ。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持つ。
- ③公共施設等に関して財政担当と密接に連携する。

また、総務課は次の項目を実施していきます。

- ①財政との連携 : マネジメントの基盤となる財政に関し、財政担当と連携を密にします。
- ②住民との協働 : 住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- ③職員の意識改革 : 職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、次の2点が求められます。

- ・ 特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
- ・ 大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

当初計画においては、投資的経費実績を踏まえ、令和38年度までの施設保有面積の削減量の目標を以下のように設定しており、継続して推進することとします。

令和2年度末時点の保有面積は72,358㎡であり、当初計画時点から433㎡(0.6%)増加しており、目標面積まで更なる削減が必要となります。

施設保有面積の削減目標

**令和38年(平成28年度から40年後)までに施設保有面積(平成27年度末)の
10~20%を削減**



6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・人口減少を見据えた整備更新
- ・住民ニーズへの適切な対応
- ・民間活力の積極的な導入

1 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

(1) 人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

(2) 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで脱炭素社会の要求に即した改修工事の実施に努めます。

2 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

(1) 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や1棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

(2) 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人とならない人との公平性を考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

3 民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営、新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

(1) 住民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI^{注1}、包括的民間委託^{注2}など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。

^{注1}PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

^{注2}包括的民間委託：『民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者（受託者）の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託方式

(2) 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。

公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

(3) 住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

7章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として8項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・脱炭素化の推進方針
- ・統合や廃止の推進方針

1 点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

(1) 点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、点検・保守・整備などを行い、総合的な管理運営に努めることが必要です。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

(2) 施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性について簡易な診断を実施することを検討します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性、環境負荷性、社会性などの項目についても評価を検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・個別施設計画に基づく、施設の適法性の管理、施設の内装・設備等の計画的保全、及び施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃等の維持管理が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化防止として重要です。

廃棄物処理は、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践します。

維持管理は適切に行い、修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

(2) 更新・改修の実施方針

不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 適法性の主な管理項目

適法性 管理	関連法 規適法 性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法	
定期検 査の履 行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査	
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検	

建物を長期にわたって有効に活用するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化、再生可能エネルギー利用等を含めた建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。

そのため、施設の内装・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、本計画の方針に基づく具体的な計画となる個別施設計画による修繕・改修計画の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

3 安全確保の実施方針

- ・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- ・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

表 (参考) 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容			
大項目	中項目	小項目				
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無		
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無		
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無		
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無		
			緊急自動車接近	・道路幅		
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無		
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無		
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
			建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
					常時床荷重	・許容積載荷重・超過
	耐震安全性	建設年		・1981年6月以前		
		耐震診断		・ I_s 値 >0.6 / $0.6 > I_s$ 値 >0.3 / $0.3 > I_s$ 値		
		耐震補強		・要・不要		
		耐震等級		・等級		
	耐風安全性	耐風等級	・等級			
	耐水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度			
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度			
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能		
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保		
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保		
生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況			
		空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度			
	水質安全性	水質検査	・有・無			
		水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度			

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性 (つづき)		傷害・ 損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA・有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度
			耐用性	耐久性
耐用年数(償却)	・法的耐用年数			
耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差		
	外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差		
	付属設備耐久性	・設備耐用年数(20年)と改修年の差		
不具合 現況	構造不具合	基礎・躯体		・沈下、亀裂、欠損の状況
		土台		・腐れ、欠損の状況
		柱、梁、壁、床など		・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
	外部仕上 不具合	屋根		・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
		外壁		・剥落、落下、ひび割れの状況
		窓枠、サッシ、ガラス		・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
	内部仕上 不具合	天井		・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
		内壁		・割れ、剥がれ、変色・有・無
		床		・割れ、剥がれ、変色・有・無
	付帯設備 不具合	煙突、屋外階段		・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
		広告塔、吊り看板、他		・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
	建築設備 不具合	電気設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		給排水衛生設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
搬送設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		
その他設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

4 耐震化の実施方針

- ・昭和 56 年以前の耐震設計基準に満たない公共施設のうち、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

剣淵町耐震改修促進計画と整合を図りながら、旧耐震基準により設計された町有公共建築物について、耐震化対策に沿って耐震診断調査を実施、順次耐震性能の判定を行い、判定結果により補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

5 長寿命化の実施方針

- ・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- ・建替周期は大規模改修を経て60年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って80年まで長期使用します。

(1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

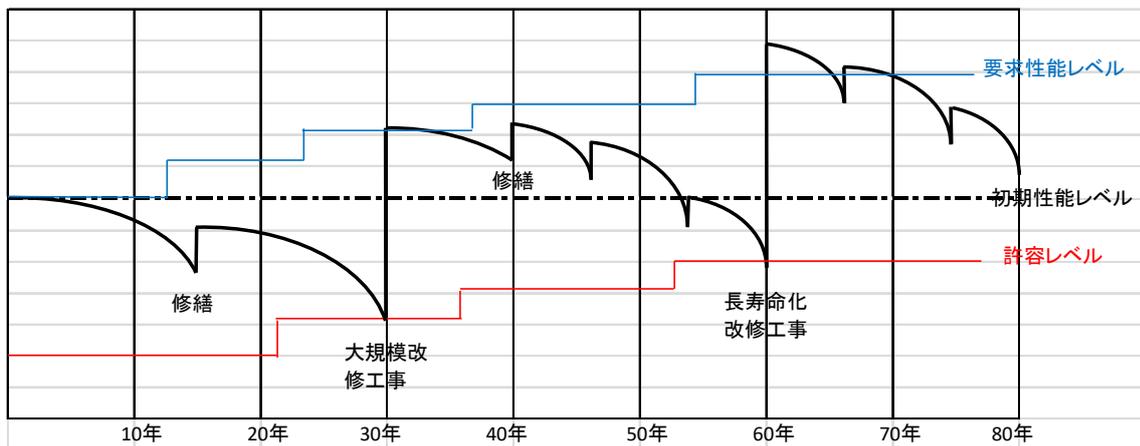
現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

(2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から30年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から30年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、公共施設のうち、学校、病院など多数の方が利用する施設の大規模改修、更新については、「北海道福祉のまちづくり条例」を遵守し、ユニバーサルデザインや積雪寒冷の気候特性などを踏まえた整備基準に適合するよう努めます。

7 脱炭素化の推進方針

- ・公共施設等を改築、改修するときは、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備を検討し、脱炭素化に向けた取り組みに努めます。

剣淵町地球温暖化対策実行計画と整合を図りながら、電気使用量や燃料使用量の削減に向けた取り組みを推進するとともに、公共施設等を改築、改修するときは、環境に配慮した工事を実施する一方で、太陽光発電等の再生可能エネルギーやLED照明等の省エネルギー設備の導入など環境負荷の低減に配慮した施設等の整備を検討し、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化に向けた取り組みに努めます。

8 統合や廃止の推進方針

- ・ 7つの評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- ・ 住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

総合計画の土地利用方針や関連計画との整合を図りながら、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断し、老朽化した施設の改修撤去計画を策定します。

- | | |
|----------|----------------|
| ① 施設の安全性 | ⑤ 地域における施設の充足率 |
| ② 機能性 | ⑥ 施設利用率 |
| ③ 耐久性 | ⑦ 費用対効果 |
| ④ 施設効率性 | |

上記の品質・性能によって施設を診断・評価し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期修繕計画の策定 ・ 計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的かつ効率的な運用を検討 ・ それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期修繕計画の策定 ・ 計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施 ・ 建替更新時の規模縮小の検討 ・ 多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・ PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・ 利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・ 運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設廃止後は、建物解体 ・ 施設廃止に伴う跡地は原則売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似施設への統合を検討 ・ 他施設との複合化を検討 ・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討

公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討します。

8章 施設分類毎の管理に関する基本的な方針

第6章及び第7章の公共施設等の管理に関する基本的な考え方や実施方針に基づき、施設分類ごとの方針を示します。

なお、個別施設計画にて具体的な取組方針を示すことを基本とするとともに、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、必要となる事業を適切に実施します。

1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 行政系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<情報通信> ①高度情報化社会に対応できる情報通信基盤（光ファイバー網）整備を促進する。 ②防災行政無線の維持管理と運用について適切に行う。	・情報システム機器更新事業 （グループウェア・ウイルス対策システム機器更新、LGWAN サーバー更新、ファイルサーバー更新）
<消防施設> ①消防車両等の計画的な更新及び施設の改修を図る。	・消防車庫増築工事業

総合庁舎は、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、指定避難所としての利用も想定されるため、これら施設の安全化及び施設機能の確保を図ります。また、必要な改修を行いつつ、長寿命化を図るとともに、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、安全化や機能確保に向けた情報通信技術の積極的な活用に努めます。その上で、老朽化が進行した時点で建替えを検討します。

車庫についても、個別施設計画に基づき適切な維持管理に努めます。

(2) 学校教育系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町学校施設長寿命化計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<義務教育> ④学校施設・設備等のあり方を検討し、学習環境を整える。 <高等学校> ④教育に必要な環境や施設設備の充実に努める。	・剣淵小中学校一体化改修工事 ・剣淵中学校小荷物昇降機更新事業 ・高等学校校舎大規模改修事業（屋内防寒断熱、外部塗装、窓サッシの改修、体育館改修ほか） ・剣淵高等学校屋内体育館屋根塗装事業 ・給食センター水道管敷設改修事業 ・給食センター設備等整備事業 ・農場土肥室改修（トイレ設置、全面改修）

学校教育系施設は、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、指定緊急避難場所としての利用も想定されるため、これら施設の安全化及び施設機能の確保を図ります。

小・中学校、給食センター、高等学校においては老朽化が進んでいることから、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら長寿命化計画を基本とし、日常点検、補修及び設備更新等適切な維持管理に努めるとともに、大規模改造や長寿命化改修による施設の長寿命化を図ります。

(3) 公営住宅

対象個別施設計画名 : 剣淵町公営住宅等長寿命化計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<住宅・宅地> ①公営住宅の建替、改修を計画的に進める。	・公営住宅建設事業（5棟25戸） ・公営住宅ストック総合改善事業（個別改善工事計10戸）

公営住宅等については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら長寿命化計画を基本とし、老朽化の進む住宅の用途廃止、除却を検討します。

また、一部の公営住宅は、昭和56年以前の旧耐震基準建築で老朽化が著しいものの、立地場所が良く需要もあるため建替を検討します。その際は、将来の需要見通しに基づく適正な戸数を設定します。そのほかは長寿命化に資する予防保全的な管理や改善による維持保全を図ります。

(4) 町民文化系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
10 集落の整備 ④地域内の住民相互の交流を深め、コミュニティ機能を高める。	（特になし）

会館等の施設は、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、指定緊急避難場所としての利用も想定されるため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、老朽化状況を確認しつつこれら施設の安全化及び施設機能の確保を図ります。

(5) 社会教育系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画(令和3～7年度) :

対策(抜粋)	事業内容(抜粋)
<生涯学習(社会教育・社会体育)> ⑧公民館の維持管理、利便性の向上に努める。 <文化財> ⑤郷土資料館の改修と維持管理を計画的に進め、利用率の向上に努める。	・文化財等維持管理事業：資料館、有形文化財及び天然記念物ほか

絵本の館及び絵本原画収蔵館は、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、施設の状況を確認しながら適切な維持管理に努めます。

資料館についても、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努めます。

(6) スポーツ・レクリエーション系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画(令和3～7年度) :

対策(抜粋)	事業内容(抜粋)
<生涯学習(社会教育・社会体育)> ⑥スポーツ活動団体の育成と指導者の確保に努める。 ⑦町内で活動するサークルや団体の報告の場や情報交換のできる場を提供する。	・B & Gプール改修事業(管理棟外壁塗装、プールサイド補修、ろ過機交換) ・平波球場改修事業(防球フェンス設置、本部席、ダッグアウト塗装)
<観光業> ②観光資源・観光施設の環境整備や機能を向上させ、絵本の里らしい自然景観や農村風景の魅力を発掘、発信する。	・宿泊研修施設設備等改修事業 ・桜岡公園施設補修事業 ・観光交流センター施設設備等改修事業 ・道の駅パーキングエリア整備事業

【スポーツ施設】

各スポーツ施設においては、町民の健康維持に必要な不可欠な施設であることから、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、今後も施設の状況を確認しながら維持管理に努めます。

【レクリエーション施設・観光施設・保養施設】

観光物産ターミナル・キャンプ場・観光交流センター・艇庫周辺トイレ・道の駅・桜岡温泉宿泊施設は、町の情報発信、防災拠点、観光拠点・各種イベントなどに必要な施設であることから、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、今後も維持管理に努めます。

(7) 保健・福祉系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<高齢者保健福祉> ⑧高齢者福祉に関する施設の改修等を計画的に進める。 <障がい者福祉> ③障がい者福祉に関する施設の改修等を計画的に進める。	・高齢者福祉寮維持管理事業（外壁・屋根の補修ほか）

健康福祉総合センター及び高齢者福祉寮は、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、安全点検を実施し、点検結果や利用者の要望を踏まえた適切な維持・補修に努めます。

(8) 医療施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
8 医療の確保 ③医療施設の改修や医療機器の更新を進めるなかで、経営の健全化を図る。	(特になし)

町立診療所は医療の中心拠点として、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、適切な管理運営に努め、経費負担の軽減を図ります。

(9) 子育て支援系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<児童福祉> ⑤児童福祉に関する施設の改修等を計画的に進める。	・剣淵町保育所維持補修事業（外壁（東側軒天補修）・屋根（塗装））

剣淵町保育所及び学童保育所は、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、保育所の暖房、給湯設備等の適正な維持管理と計画的な更新、老朽化の状況を確認した補修検討により、適切な維持管理に努めます。

(10) 産業系施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画(令和3～7年度) :

対策(抜粋)	事業内容(抜粋)
<観光業> ②観光資源・観光施設の環境整備や機能を向上させ、絵本の里らしい自然景観や農村風景の魅力を発掘、発信する。	・農林水産物直売・食材供給施設設備等更新事業

過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、老朽化が進行している施設については、統合を含めた存続の検討をします。また、各施設において、安全点検を実施し、適切な維持・補修に努めます。

(11) 供給処理施設

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画(令和3～7年度) :

対策(抜粋)	事業内容(抜粋)
<廃棄物処理施設> ④ごみ処理関連施設の適正な維持管理、延命化に努める。 ⑥廃棄物焼却炉の解体に向けて、検討を進める。	・一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修事業(水槽防食塗装・非常通報装置更新・砂ろ過器整備・蒸気配管更新) ・し尿処理施設整備事業 ・2町生ごみ広域処理施設更新事業(生ごみ等を処理するための施設の更新)

ごみ埋立処分場はリサイクルの推進を周知し、ゴミの埋立量の減少化と埋立地の延命化を図ります。

ごみ処理施設は、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、既存施設の設備の補修、部品交換を行い適切な維持管理に努めます。

(12) その他

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画(令和3～7年度) :

対策(抜粋)	事業内容(抜粋)
<高等学校> ④教育に必要な環境や施設設備の充実に努める。	・高等学校教員住宅建設事業

その他の施設については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、施設の老朽・利用状況等に応じて、建替え、新設、移設、除却等を検討します。

2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針

（1）道路

対象個別施設計画名 : 剣淵町舗装個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<p><道路></p> <p>③町道の未改良、未舗装路線の整備を促進する。</p> <p>④舗装道路の改修、側溝の整備、自歩道の設置等道路の環境改善に努める。</p> <p>⑤農畜産物等の円滑な輸送を図るため、農道の補修を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町道中央団地2条改良舗装事業 (L=87m,W=4.0m) ・町道中央団地3条改良舗装事業 (L=87m,W=4.0m) ・町道中央団地5条改良舗装事業 (L=105m,W=4.0m) ・町道中央団地6条改良舗装事業 (L=105m,W=4.0m) ・町道3線舗装改修事業 (L=1500m,W=5.5m) ・町道舗装補修事業 (損傷道路舗装補修工事一式)

道路については、これまでの道路改良舗装で整備されてきた町道の舗装部分全てを15年サイクルで更新していく必要はないと考えており、路線によっては交通量や地盤の良否により、15年程度で更新していきますが、路線の交通量や地盤の良否を勘案し、もっと長期的に、あるいは部分的な補修で対応していきます。

これらについては、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に沿って、全路線の老朽状態を把握し、年次計画により整備を行うこととします。

（2）橋梁

対象個別施設計画名 : 剣淵町橋梁長寿命化修繕計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<p><道路></p> <p>⑩「長寿命化修繕計画」に基づき、適切な橋梁の補修を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化修繕事業（橋梁点検、修繕計画策定、修繕工事一式）

今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効率的に保全するため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、剣淵町橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の適切な補修を行うことにより、橋梁の長寿命化とコストの縮減を図り、将来に渡り安全・安心な道路網を確保していきます。

(3) 上水道

過疎地域持続的発展市町村計画の事業計画（令和3～7年度）：

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<水道施設> ①簡易水道施設の計画的な更新整備を図る。	（特になし）

水道使用者の居住状況（特に市街地外）を逐次把握し、将来的に使用者がいなくなった管路の廃止等について検討します。過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら計画的な維持管理に努め、更新が必要となる管路については、漏水の恐れが少なく災害に強い管種（配水用ポリエチレン管等）を採用し、維持管理経費の削減を図ることとします。

管路以外の浄水場等施設については、既存設備を極力長期間使用できるように、これまで同様週1～2回の目視等点検、効率的な施設運転の研究を継続します。

(4) 下水道

対象個別施設計画名：剣淵町公共下水道ストックマネジメント基本計画

過疎地域持続的発展市町村計画の事業計画（令和3～7年度）：

対策（抜粋）	事業内容（抜粋）
<下水道処理施設> ②下水処理施設の点検調査と実施に向けた修繕計画を策定し、計画的な更新整備を図る。	・長寿命化下水道施設改築更新事業（機械設備更新ほか）

下水道ストックは、今後急速に老朽化することが見込まれることから、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び長寿命化対策を加えた計画的な改築などにより、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進していきます。

農業集落排水施設についても、今後機能診断を行い、インフラ長寿命化計画の策定が必要となるため検討していきます。

(5) 公園

対象個別施設計画名 : 剣淵町個別施設計画 (建築物)

過疎地域持続的発展市町村計画の事業計画 (令和3～7年度) :

対策 (抜粋)	事業内容 (抜粋)
<観光業> ②観光資源・観光施設の環境整備や機能を向上させ、絵本の里らしい自然景観や農村風景の魅力を発掘、発信する。 <児童福祉> ⑤児童福祉に関する施設の改修等を計画的に進める。	・桜岡公園施設補修事業

公園については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、公園利用者のために、定期的な巡回、安全点検を実施し、点検結果や利用者の要望を踏まえた適切な維持・補修に努めます。

(6) 河川

過疎地域持続的発展市町村計画の事業計画 (令和3～7年度) :

対策 (抜粋)	事業内容 (抜粋)
<農業> ③大雨による冠水等、自然災害による農地等被害軽減のための生産基盤整備を進める。	・国営造成施設管理体制整備促進事業

現在、剣淵町における普通河川は31本、延長79.2kmとなりますが、管理において必要となる河川台帳等の十分な整備がなされていない状況となっているため、今後は、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画策定への前段として河川台帳の整備を進めます。

9章 長寿命化対策を反映した今後の見込み

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定する施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、本町の限られた財政状況を踏まえ、事業量全体の平準化に配慮しながら計画的に実施していくこととします。

そのため、更新、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、除却等の対策を実施する際には、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標 <以下を踏まえて総合的に判断>

- 立地状況（災害リスク）
- 施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- 施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- 施設利用度

表 策定済みの個別施設計画

分類	計画名称
学校教育系施設	剣淵町学校施設長寿命化計画
公営住宅	剣淵町公営住宅等長寿命化計画
上記を除く建築系公共施設	剣淵町個別施設計画
道路	剣淵町舗装個別計画
橋梁	剣淵町橋梁長寿命化修繕計画
下水道	剣淵町公共下水道ストックマネジメント基本計画

2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用町有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

しかしながら、長期にわたって未利用状態となっている資産等については、町の各種計画での位置づけや政策課題解決などから町が保有する必要性について検討し、町が保有する必要性が低い資産等については、情報を町内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用の透明性の確保を図るとともに、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

(1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

① 建築系公共施設

建築系公共施設については、総延床面積のうち高い割合を占める公営住宅及び学校教育施設について、定期的に各長寿命化計画を見直し、長寿命化対策をすべき施設を選定するとともに、選定結果を踏まえた効果的・効率的な長寿命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

上記以外の施設については、剣淵町個別施設計画を定期的に見直し、長寿命化対策を図るべき施設については、予防保全的な対策の実施による施設の長寿命化とコスト縮減に努めます。

② 土木系公共施設（インフラ）

道路・橋梁・下水道については、各個別施設計画に基づく長寿命化対策を実施し、長期的な維持管理を図ります。

上水道についても、今後個別施設計画の策定を検討し、定期的な点検と点検結果に基づく効果的・効率的な修繕・更新等を行うことによって、ストックの長寿命化や事業コストの縮減を図ります。

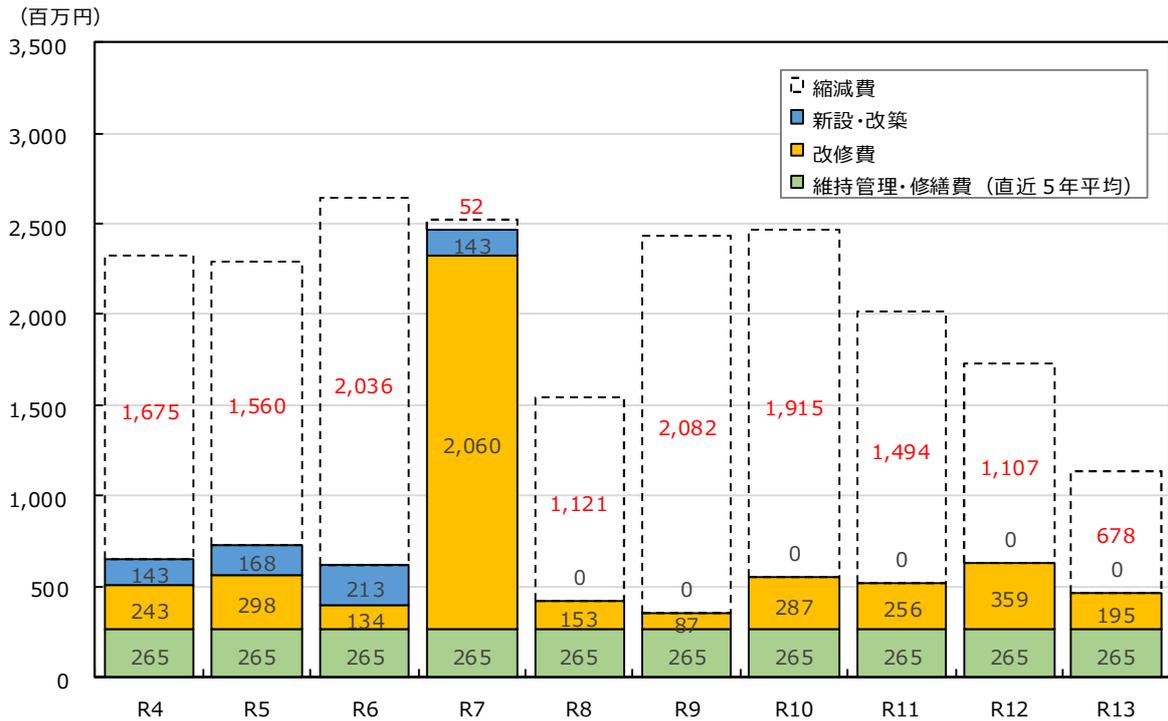
(2) 対策の効果額

公共施設等全体について、令和4年度から13年度までの今後10か年において、令和3年3月末時点の各個別施設計画等にて示された長寿命化対策を反映した場合、単純更新した場合の見込みに比べ、137億円のコスト削減効果が見込まれます（次ページ参照）。

しかしながら、現状の施設数を維持した場合、それ以後は、老朽施設が改築周期を迎えるなど、コストの大幅な増加が想定されることから、人口動向や建物等の劣化状況等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要があります。

単純更新	長寿命化対策反映
総額 211 億円 (21.1 億円/年)	総額 74 億円 (7.4 億円/年) 137 億円 (13.7 億円/年) の縮減

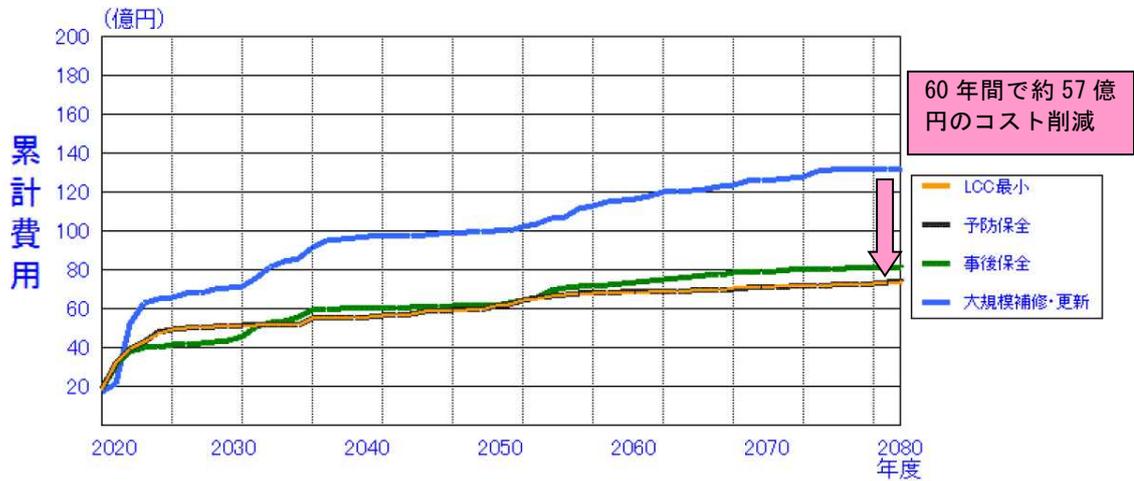
図 長寿命化対策を反映した場合の見込み



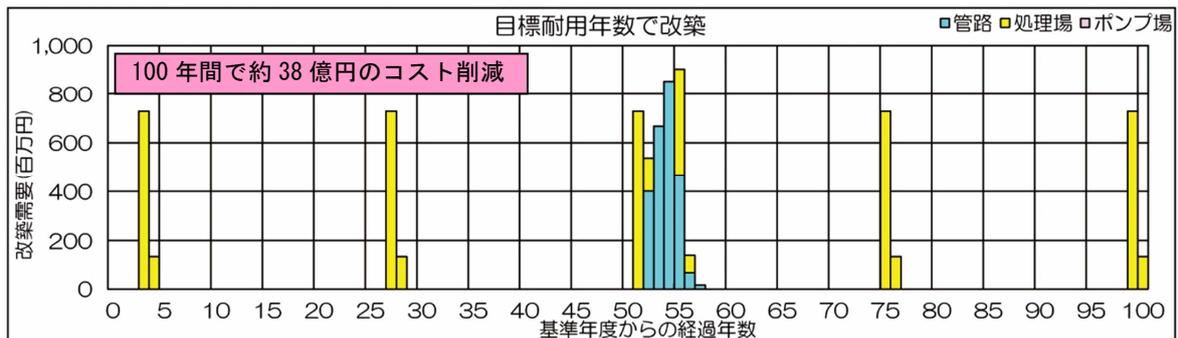
※各個別施設計画、過疎地域持続的発展事業計画等の概算事業費を基に算出

(参考) 各個別施設計画で示された長寿命化対策を反映した場合の見込み

・橋梁長寿命化修繕計画



・公共下水道ストックマネジメント基本計画



10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公共施設等マネジメント推進のための横串機能を持つ組織を構築します。
- ・ 総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する6つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、本町としては、各課に対し横串機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

(2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき住民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民へ提供することによって住民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を有する民間企業の担い手にアウトソーシングすることを検討し、そのための体制の構築を進めます。

(4) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも活用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

(5) 財政との連携体制の構築

そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

(6) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、全職員を対象とした講演会やオンラインによる研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 PDCAサイクルの推進方針

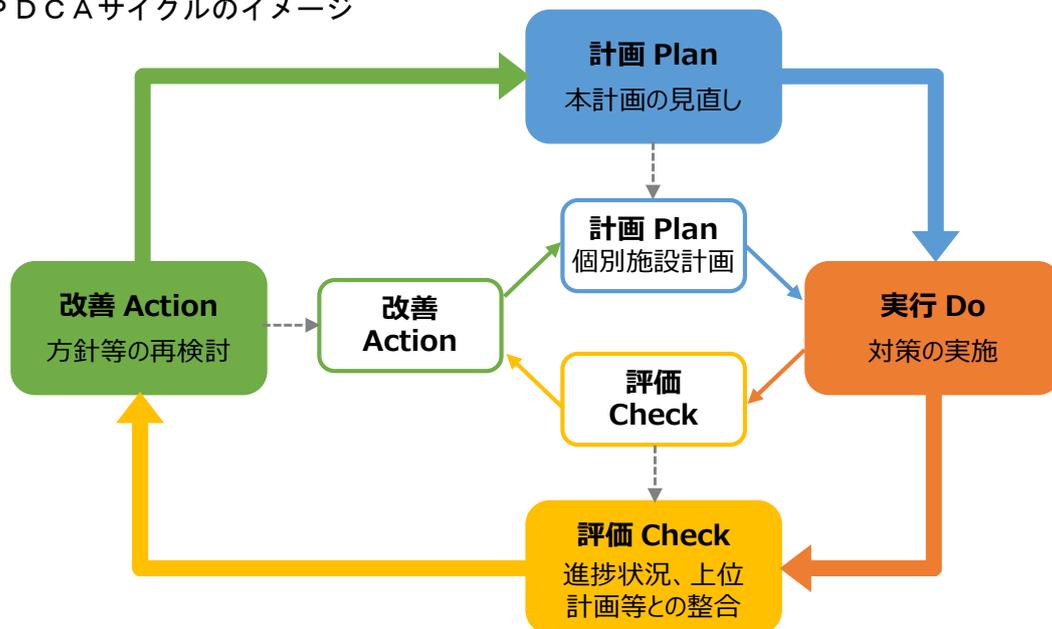
- ・本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。
- ・総合管理計画の進捗状況等については、議会や住民と情報を共有します。

(1) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。計画の進捗状況等については、適宜評価を実施し、結果に基づき計画を見直すことによって、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、除却等の対策は、個別施設計画に基づき実施します。個別施設計画についても、PDCAサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。

図 PDCAサイクルのイメージ



(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果ならびに評価に基づく変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ等で住民に報告を行います。また必要に応じて、住民への説明会も検討します。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、住民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集する窓口やそれを整理して公共施設等マネジメントに活かす仕組みについても積極的に採用します。

資料

建築系公共施設一覧（118 施設 525 棟）

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積 (㎡)	
行政系施設	庁舎等	役場庁舎	役場車庫(庁舎西側)	併設	1981	129.60	
			役場東側車庫	併設	1988	60.21	
			総合庁舎	併設	1980	4,265.43	
			役場喫煙所	併設	2002	3.24	
学校教育系施設	学校	剣淵小学校	校舎	併設	1973	3,257.00	
			体育館	併設	1974	938.00	
			小動物飼育小屋	併設	1980	13.24	
			プレハブ物置(運動用具 1)	併設	1981	49.00	
			プレハブ物置(運動用具 2)	併設	1986	6.61	
			プレハブ物置	併設	1982	4.95	
			プレハブ車庫(機械車庫)	併設	1986	6.61	
			物置(旧焼却炉)	併設	1993	6.48	
			校舎	併設	1977	3,506.00	
		剣淵中学校	物置	併設	1966	228.68	
			物置・便所	併設	1978	25.92	
			体育館	併設	1978	1,130.00	
			物置(旧焼却炉)	併設	1994	8.64	
		剣淵高等学校	校舎	併設	1988	2,676.93	
			渡り廊下	併設	1988	23.40	
			体育館	併設	1988	982.08	
			プレハブ物置(部室)	併設	1988	38.88	
			車庫	併設	1996	29.16	
			農場トイレ	併設	2002	10.93	
		高等学校温室	ガラス温室	併設	1975	100.03	
			用土室	併設	1975	32.40	
			ファイロン温室	併設	1985	67.10	
		高等学校農業実習室	農業機械実習室	併設	1978	93.21	
			農業管理実習室	併設	1983	197.93	
			収納調整室	併設	2012	78.51	
			農機具実習室	併設	1969	97.20	
			土・肥実験室	併設	1969	97.20	
		寄宿舎	寄宿舎 1	併設	2000	1,213.09	
			寄宿舎 2	併設	2013	366.34	
		その他教育施設	給食センター	給食センター	併設	1981	341.94
				給食センター車庫	併設	1988	23.87
				給食センター 増設分	併設	1997	19.23
公営住宅	公営住宅	旭町公営住宅	旭町公営住宅 1	併設	1978	67.24	
			旭町公営住宅 2	併設	1978	67.24	
			旭町公営住宅 3	併設	1978	67.24	
			旭町公営住宅 4	併設	1978	67.24	
			旭町公営住宅 5	併設	1982	63.71	
			旭町公営住宅 6	併設	1982	63.71	
			旭町公営住宅 7	併設	1982	63.71	
			旭町公営住宅 8	併設	1982	63.71	
		仲町公営住宅	仲町公営住宅 21	併設	1982	66.62	
			仲町公営住宅 22	併設	1982	66.62	
			仲町公営住宅 23	併設	1982	66.62	
			仲町公営住宅 24	併設	1982	66.62	
			仲町公営住宅 1	併設	1985	66.62	
			仲町公営住宅 2	併設	1985	66.62	
			仲町公営住宅 3	併設	1985	63.71	
			仲町公営住宅 4	併設	1985	63.71	
			仲町公営住宅 19	併設	1987	66.62	
			仲町公営住宅 20	併設	1987	66.62	
			仲町公営住宅 17	併設	1987	63.71	
			仲町公営住宅 18	併設	1987	63.71	
			仲町公営住宅 15	併設	1986	66.62	
			仲町公営住宅 16	併設	1986	66.62	
			仲町公営住宅 13	併設	1986	63.71	
			仲町公営住宅 14	併設	1986	63.71	
			仲町公営住宅 5	併設	1989	66.62	
			仲町公営住宅 6	併設	1989	66.62	
			仲町公営住宅 7	併設	1989	63.71	

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積(m ²)
			仲町公営住宅 8	併設	1989	63.71
			仲町公営住宅 9	併設	1988	66.62
			仲町公営住宅 10	併設	1988	66.62
			仲町公営住宅 11	併設	1988	63.71
			仲町公営住宅 12	併設	1988	63.71
			仲町公営住宅 31	併設	1981	66.62
			仲町公営住宅 32	併設	1981	66.62
			仲町公営住宅 25	併設	1981	66.62
			仲町公営住宅 26	併設	1981	66.62
			仲町公営住宅 27	併設	1994	60.46
			仲町公営住宅 27 物置	併設	1994	3.24
			仲町公営住宅 28	併設	1994	60.46
			仲町公営住宅 28 物置	併設	1994	3.24
			仲町公営住宅 29	併設	1994	60.46
			仲町公営住宅 29 物置	併設	1994	3.24
			仲町公営住宅 30	併設	1994	60.46
			仲町公営住宅 30 物置	併設	1994	3.24
			仲町公営住宅 33	併設	1996	60.46
			仲町公営住宅 33 物置	併設	1996	3.24
			仲町公営住宅 34	併設	1996	60.46
			仲町公営住宅 34 物置	併設	1996	3.24
			仲町公営住宅 35	併設	1996	60.46
			仲町公営住宅 35 物置	併設	1996	3.24
			仲町公営住宅 36	併設	1996	60.46
			仲町公営住宅 36 物置	併設	1996	3.24
		西原町公営住宅	西原公営住宅 1	併設	1981	62.39
			西原公営住宅 2	併設	1981	62.39
			西原公営住宅 3	併設	1981	62.39
			西原公営住宅 4	併設	1981	62.39
			西原公営住宅 5	併設	1981	63.71
			西原公営住宅 6	併設	1981	63.71
			西原公営住宅 7	併設	1981	63.71
			西原公営住宅 8	併設	1981	63.71
			西原公営住宅 9	併設	1987	127.42
			西原公営住宅 10	併設	1993	76.31
			西原公営住宅 11	併設	1993	76.31
		西町公営住宅	西町公営住宅 70	併設	2001	196.69
			西町公営住宅 71	併設	2001	196.69
			西町公営住宅 72	併設	2003	196.69
			西町公営住宅 73	併設	2003	196.69
			西町公営住宅 74	併設	2002	427.54
			西町公営住宅 75	併設	2004	427.54
			西町公営住宅 66	併設	1978	57.08
			西町公営住宅 67	併設	1978	57.08
			西町公営住宅 68	併設	1978	57.08
			西町公営住宅 69	併設	1978	57.08
			西町公営住宅 65	併設	1980	66.56
			西町公営住宅 64	併設	1980	66.56
			西町公営住宅 77	併設	1993	76.31
			西町公営住宅 76	併設	1993	76.31
			西町公営住宅 79	併設	1993	72.66
			西町公営住宅 78	併設	1993	72.66
			西町公営住宅 63	併設	1994	76.35
			西町公営住宅 63 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 62	併設	1994	76.35
			西町公営住宅 62 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 61	併設	1994	73.50
			西町公営住宅 61 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 60	併設	1994	73.50
			西町公営住宅 60 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 48	併設	1994	60.46
			西町公営住宅 48 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 47	併設	1994	60.46
			西町公営住宅 47 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 46	併設	1994	60.46
			西町公営住宅 46 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 45	併設	1994	60.46
			西町公営住宅 45 物置	併設	1994	3.24
			西町公営住宅 59	併設	1995	76.36

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積(m ²)
			西町公営住宅 59 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 58	併設	1995	76.36
			西町公営住宅 58 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 57	併設	1995	73.50
			西町公営住宅 57 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 56	併設	1995	73.50
			西町公営住宅 56 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 52	併設	1995	60.46
			西町公営住宅 52 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 51	併設	1995	60.46
			西町公営住宅 51 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 50	併設	1995	60.46
			西町公営住宅 50 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 49	併設	1995	60.46
			西町公営住宅 49 物置	併設	1995	3.24
			西町公営住宅 55	併設	1996	76.35
			西町公営住宅 55 物置	併設	1996	3.24
			西町公営住宅 54	併設	1996	76.35
			西町公営住宅 54 物置	併設	1996	3.24
			西町公営住宅 53	併設	1996	76.35
			西町公営住宅 53 物置	併設	1996	3.24
			西町公営住宅 1	併設	2010	84.91
			西町公営住宅 2	併設	2010	74.77
			西町公営住宅 3	併設	2010	84.91
			西町公営住宅 4	併設	2010	74.77
			西町公営住宅 5	併設	2010	64.63
			西町公営住宅 6	併設	2010	74.77
			西町公営住宅 7	併設	2010	74.77
			西町公営住宅 8	併設	2010	74.77
			西町公営住宅 29	併設	2011	84.91
			西町公営住宅 30	併設	2011	74.77
			西町公営住宅 31	併設	2011	84.91
			西町公営住宅 32	併設	2011	74.77
			西町公営住宅 33	併設	2011	64.63
			西町公営住宅 34	併設	2011	74.77
			西町公営住宅 35	併設	2011	74.77
			西町公営住宅 36	併設	2011	74.77
			西町公営住宅 9	併設	2012	74.77
			西町公営住宅 10	併設	2012	74.77
			西町公営住宅 11	併設	2012	74.77
			西町公営住宅 12	併設	2012	84.91
			西町公営住宅 13	併設	2013	84.91
			西町公営住宅 14	併設	2013	74.77
			西町公営住宅 15	併設	2013	84.91
			西町公営住宅 16	併設	2013	74.77
			西町公営住宅 17	併設	2013	64.63
			西町公営住宅 18	併設	2013	74.77
			西町公営住宅 19	併設	2013	74.77
			西町公営住宅 20	併設	2013	74.77
			西町公営住宅 21	併設	2014	84.91
			西町公営住宅 22	併設	2014	74.77
			西町公営住宅 23	併設	2014	84.91
			西町公営住宅 24	併設	2014	74.77
			西町公営住宅 25	併設	2014	64.63
			西町公営住宅 26	併設	2014	74.77
			西町公営住宅 27	併設	2014	74.77
			西町公営住宅 28	併設	2014	74.77
			西町公営住宅 37	併設	2008	74.55
			西町公営住宅 38	併設	2008	74.55
			西町公営住宅 39	併設	2008	77.72
			西町公営住宅 40	併設	2008	77.72
			西町公営住宅 41	併設	2008	74.55
			西町公営住宅 42	併設	2008	74.55
			西町公営住宅 43	併設	2008	77.72
			西町公営住宅 44	併設	2008	77.72
			西町公営住宅6号棟 1	併設	2019	61.85
			西町公営住宅6号棟 2	併設	2019	75.44
			西町公営住宅6号棟 3	併設	2019	88.32
			西町公営住宅6号棟 4	併設	2019	75.44

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積(m ²)
			西町公営住宅6号棟(共用部)	併設	2019	58.30
			西町公営住宅7号棟 1	併設	2020	60.52
			西町公営住宅7号棟 2	併設	2020	73.40
			西町公営住宅7号棟 3	併設	2020	60.52
			西町公営住宅7号棟 4	併設	2020	46.93
			西町公営住宅7号棟(共用部)	併設	2020	52.87
			西町公営住宅7号棟 1(車庫)	併設	2020	15.78
			西町公営住宅7号棟 2(車庫)	併設	2020	15.78
			西町公営住宅7号棟 3(車庫)	併設	2020	15.78
			西町公営住宅7号棟 4(車庫)	併設	2020	15.78
		西町特定公共賃貸住宅	西町特定公共賃貸住宅 1	併設	2005	199.53
			西町特定公共賃貸住宅 2	併設	2005	50.27
			そよ風の家 1(単身者)	併設	1993	194.90
			そよ風の家 2(単身者)	併設	1994	190.48
		東町特定公共賃貸住宅	特公賃(単身者向け)	単独	1995	191.86
		緑町公営住宅	緑町公営住宅 18	併設	1975	51.30
			緑町公営住宅 19	併設	1975	51.30
			緑町公営住宅 15	併設	1975	51.30
			緑町公営住宅 16	併設	1975	51.30
			緑町公営住宅 35	併設	1975	51.30
			緑町公営住宅 36	併設	1975	51.30
			緑町公営住宅 13	併設	1975	50.01
			緑町公営住宅 14	併設	1975	50.01
			緑町公営住宅 33	併設	1976	55.15
			緑町公営住宅 34	併設	1976	55.15
			緑町公営住宅 31	併設	1976	55.15
			緑町公営住宅 32	併設	1976	55.15
			緑町公営住宅 27	併設	1976	51.30
			緑町公営住宅 28	併設	1976	51.30
			緑町公営住宅 25	併設	1977	56.76
			緑町公営住宅 26	併設	1977	56.76
			緑町公営住宅 23	併設	1977	56.76
			緑町公営住宅 24	併設	1977	56.76
			緑町公営住宅 17	併設	1977	52.88
			緑町公営住宅 20	併設	1977	52.88
			緑町公営住宅 21	併設	1977	52.88
			緑町公営住宅 22	併設	1977	52.88
			緑町公営住宅 29	併設	1980	66.56
			緑町公営住宅 30	併設	1980	66.56
			緑町公営住宅 45	併設	1997	196.69
			緑町公営住宅 46	併設	1997	196.69
			緑町公営住宅 47	併設	1997	196.69
			緑町公営住宅 48	併設	1998	188.24
			緑町公営住宅 49	併設	1998	14.55
			緑町公営住宅 50	併設	1998	188.24
			緑町公営住宅 51	併設	1998	14.55
			緑町公営住宅 52	併設	1998	188.24
			緑町公営住宅 53	併設	1998	14.55
			緑町公営住宅 59	併設	1998	427.54
			緑町公営住宅 54	併設	1999	188.24
			緑町公営住宅 55	併設	1999	14.55
			緑町公営住宅 56	併設	1999	188.24
			緑町公営住宅 57	併設	1999	15.28
			緑町公営住宅 58	併設	2000	427.54
			緑町公営住宅 70	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 71	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 72	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 73	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 74	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 75	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 68	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 69	併設	1983	63.71
			緑町公営住宅 65	併設	1991	68.82
			緑町公営住宅 64	併設	1991	68.82
			緑町公営住宅 67	併設	1991	65.99
			緑町公営住宅 66	併設	1991	65.99
			緑町公営住宅 60	併設	1992	70.19
			緑町公営住宅 61	併設	1992	70.19
			緑町公営住宅 62	併設	1992	73.65

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積 (㎡)
		緑町公営住宅	緑町公営住宅 63	併設	1992	73.65
			緑町公営住宅 4	併設	1990	68.82
			緑町公営住宅 3	併設	1990	68.82
			緑町公営住宅 1	併設	1990	65.99
			緑町公営住宅 2	併設	1990	65.99
			緑町公営住宅 6	併設	1979	59.73
			緑町公営住宅 5	併設	1979	59.73
			緑町公営住宅 8	併設	1979	59.73
			緑町公営住宅 7	併設	1979	59.73
			緑町公営住宅 12	併設	1979	62.39
			緑町公営住宅 11	併設	1979	62.39
			緑町公営住宅 10	併設	1979	62.39
			緑町公営住宅 9	併設	1979	62.39
		緑町特定公共賃貸住宅	緑町特定公共賃貸住宅 1	併設	1997	199.53
			緑町特定公共賃貸住宅 2	併設	1997	50.27
			緑町特定公共賃貸住宅 3	併設	1998	218.11
			緑町特定公共賃貸住宅 3 物置	併設	1998	41.25
			緑町特定公共賃貸住宅 4	併設	1998	218.12
			緑町特定公共賃貸住宅 4 物置	併設	1998	41.25
		元町特定公共賃貸住宅	緑町特定公共賃貸住宅 5	併設	2000	218.11
			緑町特定公共賃貸住宅 5 物置	併設	2000	41.25
			元町特定公共賃貸住宅	併設	1995	191.86
		元町公営住宅	元町公営住宅 32	併設	1966	32.90
			元町公営住宅 31	併設	1966	32.90
			元町公営住宅 30	併設	1966	32.90
			元町公営住宅 29	併設	1966	32.90
			元町公営住宅 22	併設	1968	30.45
			元町公営住宅 21	併設	1968	30.45
			元町公営住宅 20	併設	1968	30.45
			元町公営住宅 19	併設	1968	43.07
			元町公営住宅 44	併設	1969	31.71
			元町公営住宅 43	併設	1969	31.71
			元町公営住宅 42	併設	1969	31.71
			元町公営住宅 41	併設	1969	42.41
			元町公営住宅 17	併設	1969	31.71
			元町公営住宅 16	併設	1969	31.71
			元町公営住宅 15	併設	1969	31.71
			元町公営住宅 14	併設	1969	42.41
			元町公営住宅 28	併設	1972	40.50
			元町公営住宅 27	併設	1972	40.50
			元町公営住宅 26	併設	1972	40.50
			元町公営住宅 25	併設	1972	45.00
			元町公営住宅 24	併設	1972	40.50
			元町公営住宅 23	併設	1972	40.50
			元町公営住宅 18	併設	1972	40.50
			元町公営住宅 13	併設	1972	45.00
			元町公営住宅 1	併設	1973	45.20
			元町公営住宅 2	併設	1973	45.20
			元町公営住宅 3	併設	1973	45.20
			元町公営住宅 4	併設	1973	45.20
			元町公営住宅 7	併設	1973	39.67
			元町公営住宅 8	併設	1973	39.67
			元町公営住宅 12	併設	1975	50.01
元町公営住宅 11	併設		1975	50.01		
元町公営住宅 46	併設		1975	50.01		
元町公営住宅 45	併設	1975	50.01			
元町公営住宅 10	併設	1976	51.30			
元町公営住宅 9	併設	1976	51.30			
定住促進勤労者住宅	定住促進勤労者住宅	併設	2010	277.54		
	定住促進勤労者住宅 車庫	併設	2010	12.96		
町民文化系施設	集会施設	りんどう交流館	りんどう交流館 事務所	併設	2001	372.47
			りんどう交流館 物置	併設	2001	79.02
	西原地区農業研修館	西原地区農業研修館	単独	1980	336.96	
	東地区農業研修館	東地区・研修館	併設	1978	315.90	
社会教育系施設	図書館 博物館等	絵本の館	絵本の館	単独	2003	1,798.11
			絵本原画収蔵館	単独	1990	186.34

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積(m ²)	
		資料館	資料館	併設	1977	445.50	
			資料館資料倉庫	併設	1989	72.90	
			屯田兵屋	併設	1973	58.32	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	ふれあいパークゴルフ場	トイレ	併設	1998	20.00	
			車庫	併設	1998	32.40	
		多目的運動広場	多目的運動広場管理棟・トイレ	単独	1999	57.64	
		体育館	体育館	単独	1985	1,102.27	
		プール	プール(更衣棟)	単独	1985	111.78	
		屋内ゲートボール場	屋内ゲートボール場	単独	1989	844.00	
		多目的広場トイレ	多目的広場トイレ	単独	1997	31.32	
		艇庫	艇庫	単独	1985	447.00	
		パークゴルフ場湖畔コース	トイレ	単独	1991	15.90	
		平波球場	球場トイレ	併設	1988	10.77	
			球場物置	併設	1988	14.58	
		武道館	武道館	単独	1990	767.44	
	レクリエーション施設・観光施設	観光物産ターミナル	観光物産ターミナル	単独	1988	22.70	
			道の駅	農林水産物直売・食材供給施設	単独	2005	824.15
		キャンプ場	水飲み炊事場	併設	1988	38.88	
			管理棟・トイレ	併設	1988	72.09	
			屋外ステージ1	併設	1988	52.65	
			管理棟(運動広場内)	併設	1988	64.80	
			トイレ(運動広場内)	併設	1988	7.29	
			水飲み炊事場(運動広場内)	併設	1988	38.88	
			屋外ステージ2	併設	1988	20.25	
			水飲み場3棟	併設	2000	115.20	
			みのなる森トイレ	併設	1997	30.30	
			管理棟	併設	1999	210.80	
			艇庫周辺トイレ	艇庫周辺トイレ	単独	1991	30.60
			観光交流センター	観光交流センター	併設	2006	140.77
		観光交流センター 増築分	併設	2007	4.00		
	保養施設	桜岡温泉宿泊施設	桜岡温泉宿泊施設 浴場棟	併設	1993	693.23	
			桜岡温泉宿泊施設 格納庫	併設	1993	113.00	
			桜岡温泉宿泊施設 宿泊研修棟	併設	1994	3,078.81	
			桜岡温泉宿泊施設 車庫	併設	1994	50.19	
			桜岡温泉宿泊施設 ロビー	併設	1997	184.82	
桜岡温泉宿泊施設 物置			併設	1997	24.30		
レークサイド桜岡喫煙所			併設	2003	3.24		
公園	公園	森林公園格納庫	森林公園格納庫	単独	1986	4.95	
		児童公園トイレ	児童公園トイレ	単独	1994	7.29	
		にこに公園トイレ	にこに公園トイレ	単独	2015	5.93	
		ふれあい広場	ふれあい広場屋外ステージ	併設	1990	32.22	
		ふれあい広場物置	併設	1988	6.25		
保健・福祉施設	その他社会保険施設	健康福祉総合センター	健康福祉総合センター	複合	1997	3,283.66	
		高齢者福祉寮(福寿寮)	高齢者福祉寮(福寿寮)	併設	1997	739.07	
			高齢者福祉寮(福寿寮) 物置	併設	1997	32.40	
医療施設	医療施設	町立診療所	健康福祉総合センター	複合	1997	1,011.26	
		町立診療所車庫	健康福祉総合センター	複合	1997	36.18	
		診療所所長住宅	住宅	併設	1996	126.36	
		住宅 車庫	併設	2000	14.58		
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	常設保育所	常設保育所	併設	1992	550.80	
			常設保育所物置	併設	1992	12.15	
			常設保育所 増築分	併設	2011	422.06	
	幼児・児童施設	学童保育所	学童保育所	単独	2010	299.26	
産業系施設	産業系施設	地場産品加工研究センター	地場産品加工研究センター	併設	1983	175.98	
			地場産品加工研究センター 増築	併設	1990	22.46	
			地場産品加工研究センター 物置	併設	1992	9.72	
		食のふるさと館	食のふるさと館	併設	1997	412.83	
			食のふるさと館 物置	併設	1997	29.16	
			農業振興センター	農業振興センター	単独	1991	486.00
供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物最終処分場	管理棟	併設	1991	19.44	
			浸出水処理施設	併設	1998	300.00	
			ストックヤード1	併設	2002	194.40	
			ブル格納庫	併設	2002	86.40	
			ストックヤード2	併設	2014	194.40	
					0	0	0.00
上水道施設	上水道施設	桜岡浄水場	桜岡浄水場 取水発電機室	併設	1986	10.43	
			桜岡浄水場 沈砂池	併設	1986	10.43	
			浄水場管理棟	浄水場管理棟	単独	1990	38.88

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積(m ²)
下水道施設	下水道施設	西岡浄水場	西岡浄水場	併設	2000	387.19
			西岡浄水場配水池	併設	2001	36.45
		量水器室	量水器室	単独	2001	26.55
		汚泥堆肥化施設	汚泥堆肥化施設 車庫②	併設	1998	14.58
			汚泥堆肥化施設 車庫③	併設	1998	19.44
			汚泥堆肥化施設	併設	1998	1,133.83
西原農業集落排水処理場	西原農業集落排水処理場	単独	2000	275.66		
剣淵浄化センター	剣淵浄化センター	単独	1997	1,338.94		
その他	その他	バス待合所(健康福祉総合センター)	バス待合所(健康福祉総合センター)	単独	1999	4.86
		旧パークゴルフ場高台コース	管理棟・トイレ	単独	2000	50.40
		町民グラウンド物置	町民グラウンド物置	単独	1988	4.61
		斎場	斎場	単独	1991	269.50
		旧老人趣味の作業所	旧老人趣味の作業所	単独	1964	178.92
		仲町高校教員住宅	仲町高校教員住宅 1	併設	1991	68.04
			仲町高校教員住宅 1 物置	併設	1991	6.25
			仲町高校教員住宅 2	併設	1997	68.04
			仲町高校教員住宅 2 物置	併設	1997	6.25
			仲町高校教員住宅(校長)	併設	1985	77.76
			仲町高校教員住宅(校長) 物置	併設	1985	6.25
			仲町高校教員住宅 3	併設	1988	68.04
			仲町高校教員住宅 3 物置	併設	1988	6.25
			仲町高校教員住宅 4	併設	1989	68.04
			仲町高校教員住宅 4 物置	併設	1989	6.25
			仲町高校教員住宅 5	併設	1991	68.04
			仲町高校教員住宅 5 物置	併設	1991	6.25
			仲町高校教員住宅 6	併設	1993	68.04
			仲町高校教員住宅 6 物置	併設	1993	6.25
		B&G 横物置	B & G 横物置	単独	1988	19.44
		バス格納庫	バス格納庫	単独	1982	361.64
		役場前車庫	役場前車庫～自動車車庫から	単独	1990	199.61
		旧西岡小学校	旧西岡小学校・校舎	併設	1933	227.00
			旧西岡小学校・屋体	併設	1957	417.00
			旧西岡小学校・便所	併設	1976	7.29
		資材倉庫	資材倉庫(緑町土木車庫増築分)	単独	1990	149.51
		西町教員住宅	西町教員住宅 13	併設	1989	68.04
			西町教員住宅(校長 2)	併設	1988	77.76
			西町教員住宅(校長 2) 物置	併設	1988	6.25
			西町教員住宅 12	併設	1990	68.04
			西町教員住宅(校長 1)	併設	1987	77.76
			西町教員住宅(校長 1) 物置	併設	1987	6.25
			西町教員住宅 8	併設	1985	68.04
			西町教員住宅 9	併設	1985	68.04
			西町教員住宅 9 物置	併設	1985	6.25
			西町教員住宅 10	併設	1986	68.04
			西町教員住宅 10 物置	併設	1986	6.25
			西町教員住宅 11	併設	1986	68.04
			西町教員住宅 11 物置	併設	1986	6.25
			西町教員住宅 7	併設	2003	68.04
			西町教員住宅 7 物置	併設	2003	6.25
			西町教員住宅 6	併設	1999	68.04
			西町教員住宅 6 物置	併設	1999	6.25
			西町教員住宅 5	併設	1998	68.04
			西町教員住宅 5 物置	併設	1998	6.25
			西町教員住宅 1	併設	1992	68.04
			西町教員住宅 1 物置	併設	1992	6.25
			西町教員住宅 2	併設	1994	68.04
			西町教員住宅 2 物置	併設	1994	6.25
			西町教員住宅 3	併設	1995	68.04
			西町教員住宅 3 物置	併設	1995	6.25
			西町教員住宅 4	併設	1996	68.04
			西町教員住宅 4 物置	併設	1996	6.25
			仲町職員住宅	仲町職員住宅 2	併設	1989
		仲町職員住宅 3		併設	1989	113.40
		仲町職員住宅 4		併設	1989	113.40
		仲町職員住宅 5		併設	1989	113.40
仲町職員住宅 1	併設	1990		131.22		
仲町職員住宅 6	併設	1989		93.96		
土木機械車庫	土木機械車庫 1	併設	1971	260.82		

大分類	中分類	施設名	建物名	配置形態	建築年度	延床面積 (㎡)
			土木機械車庫 2	併設	1976	61.20
			土木機械車庫 3	併設	1978	57.15
		地力増進施設	管理棟	併設	1984	19.44
			前処理棟	併設	1984	107.25
			車庫棟	併設	1984	81.03
			焼却炉	併設	1996	12.34
			バス待合所(西原3線)	バス待合所(西原3線)	単独	2014
		バス待合所(旭町8線)	バス待合所(旭町8線)	単独	2013	3.24
		バス待合所(南1線)	バス待合所(南1線)	単独	2009	3.24
		バス待合所(藤本町10線7号)	バス待合所(藤本町10線7号)	単独	1978	4.86
		バス待合所(屯田町1線)	バス待合所(屯田町1線)	単独	2013	3.24
		バス待合所(旧9区公民館)	バス待合所(旧9区公民館)	単独	2013	3.24
		バス待合所(西原1線)	バス待合所(西原1線)	単独	1996	3.24
		バス待合所(西原北斗)	バス待合所(西原北斗)	単独	2004	3.24
		バス待合所(西原14線)	バス待合所(西原14線)	単独	2005	3.24
		バス待合所(西原学園前)	バス待合所(西原学園前)	単独	2012	3.24
		バス待合所(11線)	バス待合所(11線)	単独	2003	3.24
		バス待合所(西原10線3号)	バス待合所(西原10線3号)	単独	2002	3.24
		バス待合所(西原9線3号)	バス待合所(西原9線3号)	単独	2001	3.24
		バス待合所(旭町7線8号)	バス待合所(旭町7線8号)	単独	2012	3.24
		バス待合所(藤本町11線10号)	バス待合所(藤本町11線10号)	単独	2004	3.24
		バス待合所(東町研修館前)	バス待合所(東町研修館前)	単独	2011	3.24
		バス待合所(合澱前)	バス待合所(合澱前)	単独	2002	3.24
		バス待合所(屯田町2線)	バス待合所(屯田町2線)	単独	2002	3.24
		バス待合所(東町東3線)	バス待合所(東町東3線)	単独	1999	3.24
		バス待合所(東町東5線)	バス待合所(東町東5線)	単独	1999	3.24
		バス待合所(東町東6線)	バス待合所(東町東6線)	単独	2009	3.24
		バス待合所(東町突戸宅前)	バス待合所(東町突戸宅前)	単独	1998	3.24
		旧バス待合所(元町東団地(公住))	旧バス待合所(元町東団地(公住))	単独	2012	3.24
		バス待合所(旭町5線6号)	バス待合所(旭町5線6号)	単独	2011	3.24
		バス待合所(西岡町5線)	バス待合所(西岡町5線)	単独	2003	3.24
		バス待合所(西岡町4線)	バス待合所(西岡町4線)	単独	2012	3.24
		バス待合所(西岡)	バス待合所(西岡)	単独	2009	3.24
		バス待合所(西岡町3線5号)	バス待合所(西岡町3線5号)	単独	2002	3.24
		バス待合所(西岡町帝麻跡)	バス待合所(西岡町帝麻跡)	単独	2005	3.24
		バス待合所(西岡町2線5号)	バス待合所(西岡町2線5号)	単独	2004	3.24
		バス待合所(南桜町南2線)	バス待合所(南桜町南2線)	単独	2001	3.24
		バス待合所(南桜町旧南小前)	バス待合所(南桜町旧南小前)	単独	2000	3.24
		バス待合所(南桜町自治会館前)	バス待合所(南桜町自治会館前)	単独	2014	3.24
		バス待合所(南桜町1号線)	バス待合所(南桜町1号線)	単独	2012	3.24
		バス待合所(西岡5線4号)	バス待合所(西岡5線4号)	単独	1997	3.24
		バス待合所(東町道の駅)	バス待合所(東町道の駅)	単独	2005	3.24
		バス待合所(じんじん眺望の丘)	バス待合所(じんじん眺望の丘)	単独	2012	3.24
		単身勤労者住宅	単身勤労者住宅	単独	1992	291.60
		教職員住宅	教職員住宅	単独	2016	226.26
		バス待合所(13線)	バス待合所(13線)	単独	2016	3.24
		バス待合所(西岡7線)	バス待合所(西岡7線)	単独	2016	3.24
		西岡町旧甜菜育苗施設作業舎	西岡町旧甜菜育苗施設作業舎	単独	1976	241.48